

令和3年 6月 1日 (火)

令和3年河南町議会6月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和3年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和3年6月1日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (9名)

1番	高田	伸也	3番	河合	英紀
4番	大門	晶子	5番	力武	清
6番	佐々木	希絵	7番	廣谷	武
8番	浅岡	正広	9番	福田	太郎
10番	中川	博			

欠席議員 (1名)

2番 松本 四郎

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 昌吾
副 町 長	城田 国昭
教 育 長	新田 晃之
地方創生特命理事	玉川 英資
総合政策部長	辻本 幸司
総務部長	渡辺 慶啓
住民部長	福田 新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村 夕香
まち創造部長	安井 啓悦
総合政策部秘書企画課長	森口 竜也
総合政策部危機管理室長	木矢 哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村 美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野 勉
総務部人事財政課長	後藤 利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷 道弘
住民部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元 哲夫
住民部副理事兼保険年金課長	大谷 由候

住民部 税務課長
健康福祉部 高齢障がい福祉課長
健康福祉部 健康づくり推進課長
まち創造部 地域整備課長
まち創造部 副理事兼都市環境課長
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子
和田 信一
中筋 美枝
藤木 幹史
大門 晃
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長
教・育部 教育課長
教・育部 副理事兼こども1ばん課長
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩
中海 幹男
田中 啓之
森 弘樹
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長
課長 補佐

木矢 年謙
門林 純司

会議録署名議員

5番 力武 清

6番 佐々木 希絵

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第9まで

令和3年河南町議会6月定例会議

令和3年6月1日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会期期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	7
日程第4	行政報告	10
	報告第1号 令和3年専決第1号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）	
	報告第2号 令和3年専決第2号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
	報告第3号 令和2年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	報告第4号 令和2年度河南町土地開発公社会計決算の報告について	
	日程の順序の変更	37
日程第6	議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	37
日程第7	議案第2号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	44
日程第8	議案第3号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）	45
日程第9	請願第1号 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書	69
日程第5	大阪広域水道企業団議会議員の選出について	71

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

会議に入る前に、議長より申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りいたします。また、現在も感染治療を受けられておられる多くの方々の一日も早いご回復を願うものであります。

さらに、初期段階から感染者の治療に当たっていただいている医療従事者の方々をはじめ、このたびのワクチン接種に携わっていただいております皆様方に、この場をお借りしまして心より深く敬意を表します。誠にありがとうございます。

それでは、座って始めます。

改めまして、皆様おはようございます。

本日の定例会議には、本町のタブレット端末機の利用状況について、お隣の太子町議会から村井議長様をはじめ議員の皆様方がお越しです。太子町議会の皆様には、密とならないように傍聴席からご見学をお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名です。松本議員は欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、これより令和3年河南町議会6月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、5番 力武議員、6番 佐々木議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会期期間の決定についてを議題とします。

去る5月26日に開催されました議会運営委員会の審議結果をタブレットに送信しております。

これにより、本定例会議の会議期間については、本日から6月17日までの17日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から6月17日までの17日間と決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目資料に送信しています。

監査委員から3月分と4月分の例月出納検査の結果報告があり、いずれも正確に処理されていたという内容でした。河合監査委員、お疲れさまでございました。

続いて、私から、去る5月13日、南河内郡議長会が開催され、任期満了に伴う役員の改選がありました。郡議長会の会長に河南町、私、浅岡が、また副会長に太子町の村井議長、監事に千早赤阪村の千福議長がそれぞれ就任しました。

次に、去る5月14日、大阪府町村議長会定例総会が開催され、任期満了に伴う役員の選出が行われ、新しく就任されました役員を報告します。

まず、大阪府町村議長会会長に太子町議会議長の村井浩二氏が、副会長に豊能町議会議長の永谷幸弘氏が、同じく副会長に岬町議会議長の道工晴久氏、監事に島本町議会議長の東田正樹氏、同じく監事に熊取町議会議長の二見裕子氏、同じく監事に河南町議会から私、浅岡が選出されましたので、報告しておきます。

なお、当日の議会で決しました案件につきましては、事務局に整理をしておりますので、後日ご覧いただければと存じます。

以上、私からの報告です。

ここで、令和3年河南町議会6月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和3年河南町議会6月定例会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

本町における新型コロナウイルスの感染者数は、昨日現在、累計87名というふうになっております。一日も早い回復をお祈りいたしますとともに、ワクチン接種を進め、コロナが終息に向かうことを願っております。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況についてご報告を申し上げます。

5月13日から始めまして、本格的には5月16日からPL錬成会館、そしてすばるホールにおきまして高齢者の集団接種を行っております。昨日まで延べ17日間ですが、その間に本町の住民さんは1,205人の方が接種を受けられました。高齢者の率にいたしますと24.1%に当たるということでございます。この方々が1回目の接種を終えられたということでございます。今後は、1日当たりの接種人数も増えることから、高齢者への接種については加速していきます。引き続き、64歳以下の接種においても、国や府の対応を注視するとともに、医師会の協力を得まして進めてまいりたいというふうに考えております。

ワクチン接種の業務に携わる職員につきましては順次ワクチン接種を進めており、ワクチン接種会場での感染リスクの軽減、そして住民の皆さんが安心して接種していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

また、大阪府内における緊急事態宣言の期限が6月20日まで延長となりました。引き続き、住民の皆様感染症対策をお願いすることにはいたしたいと思っております。この間、不要不急の外出を控える行動を行っていただくとともに、ワクチン接種の進展によりまして新型コロナウイルスが終息に向かうことを切に願っております。

議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

ここで、昨日、5月31日に令和2年度出納閉鎖を迎えております。令和2年度の各会計の決算速報を簡単にご報告させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入78億4,432万円、歳出77億2,346万円、差引き1億2,086万円となりました。一般会計の歳入歳出差引額1億2,086万円は、令和3年度へ繰り越すべき財源2万円を除きまして残額1億2,084万円となります。地方財政法の規定によりまして、そのうちの2分の1を下らない額6,500万円を財政調整基金に積立てさせていただく

予定でございます。残りの5,584万円は令和3年度に繰越しをさせていただきました。

国民健康保険特別会計では、歳入18億2,116万円、歳出17億5,968万円、差引き6,148万円となりまして、全額令和3年度に繰越しをさせていただいております。

後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入2億9,679万円、歳出2億9,310万円、差引き369万円の黒字でございます。全額令和3年度に繰越しをさせていただきました。

介護保険特別会計では、歳入16億4,780万円、歳出15億6,153万円、差引き8,627万円の黒字でございます。全額令和3年度に繰越しをさせていただきました。

土地取得特別会計でございますが、歳入歳出とも223万円でございます。

下水道事業会計でございますが、収益的収支、収入4億6,037万円、支出4億6,001万円、差引き36万円の黒字となっております。資本的収支でございますが、これは消費税込みでございます。収入1億9,894万円、支出3億1,889万円、差引き1億1,995万円の不足となりました。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

最後に、水道事業会計でございますが、本年4月1日から大阪府広域水道企業団に移管をいたしております。最後の決算でございますが、収益的収支、税込みでございますが、収入5億1,985万円、支出5億9,326万円、差引き7,341万円の赤字となっております。資本的収支、これも税込みでございますが、収入24万円、支出7,355万円、差引き7,331万円の不足となり、この不足分につきましては消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

なお、全会計の地方債の残高でございますが、対前年度末比で3億8,060万円の減となっております。残額は98億5,362万円となりました。基金の残高でございますが、対前年度末2,357万円増の26億9,943万円となっております。

以上が各会計の決算でございます。監査委員の審査を経まして9月定例会議におきまして決算認定に付させていただくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件でございますが、報告案件4件、条例案件2件、予算案件1件の計7件でございます。

まず、報告案件でございますが、報告第1号 令和3年専決第1号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）の報告でございます。地方譲与税や各種交付金など主に収入額の確定に伴いまして、令和3年3月31日付で専決をさせていただきました。

報告第2号 令和3年専決第2号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定について

の報告であります。地方税法等の改正に伴いまして、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長など4月1日から施行すべき内容についての改正を専決させていただきました。

報告第3号 令和2年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。令和3年度へ繰り越した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業外2事業の繰越計算書についての報告でございます。

報告第4号 令和2年度河南町土地開発公社会計決算報告でございます。

続いて、条例案件でございます。

議案第1号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の改正に伴いまして、セルフメディケーション税制の延長など本年4月1日施行以外の部分につきまして、施行すべき内容について改正を行うものでございます。

議案第2号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。法律の改正に伴いまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行に係る手数料を徴収することとなったため、本町のマイナンバーカードの再発行に係る手数料の規定を削除する改正でございます。

次に、予算案件でございますが、議案第3号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）でございます。主なものといたしましては、救急車の購入や中学校体育館に空調設備設置事業などについて予算計上をさせていただくものでございます。

以上が本議会に提案する内容でございます。詳細につきましては後ほど担当からご説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

続きまして、日程第4 行政報告を議題とします。

報告第1号 令和3年専決第1号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）から報告第4号 令和2年度河南町土地開発公社会計決算の報告についてまでの4件の行政報告を求めます。順次説明をお願いしますが、4件の報告が終わった後に、それぞれの報告に対して質疑をお受けします。

それでは、よろしく申し上げます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、976、令和3年5月25日議案送付をお開きいただきたいと思います。

タブレット端末の7ページをお開きください。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和3年6月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、予算書でございます。

タブレット端末の10ページをお開きください。

専決第1号

令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,632万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和3年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、11ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税で171万3千円の減額。

(項) 自動車重量譲与税で16万円の減額。

(項) 森林環境譲与税で9万2千円の追加。

(款) 利子割交付金、(項) 利子割交付金で24万3千円の減額。

(款) 株式等譲渡所得割交付金、(項) 株式等譲渡所得割交付金で305万5千円の追加。

(款) 法人事業税交付金、(項) 法人事業税交付金で16万6千円の減額。

(款) ゴルフ場利用税交付金、(項) ゴルフ場利用税交付金で1,587万1千円の減額。

(款) 自動車取得税交付金、(項) 自動車取得税交付金で1千円の追加。

(款) 環境性能割交付金、(項) 環境性能割交付金で101万8千円の減額。

めくっていただきまして、(款) 地方交付税、(項) 地方交付税で1億7,177万8千円の追加。

(款) 交通安全対策特別交付金、(項) 交通安全対策特別交付金で40万7千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で2,940万円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で1億8,410万1千円の減額。

歳入合計9万2千円でございます。

めくっていただきまして、13ページの歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で9万2千円の追加。

(款) 教育費、(項) 保健体育費につきましては財源更正でございます。

歳出合計9万2千円でございます。

次に、14ページの歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

16ページをお開きください。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(項) 森林環境譲与税、(款) 利子割交付金、(款) 配当割交付金、めくっていただきまして、(款) 株式等譲渡所得割交付金、(款) 法人事業税交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金、(款) 自動車取得税交付金、(款) 環境性能割交付金、(款) 地方交付税、めくっていただきまして、(款) 交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも交付金等の確定による増減でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 教育費府補助金につきましては、大阪府の市町村振興補助金で2,940万円を追加、学校給食事業の調理配送業務委託料に充当させていただいております。

次に、(款)繰入金、(項)基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金で調整をいたしまして、1億8,410万1千円を減額しております。

次に、19ページ、歳出でございます。

(款)総務費、(項)総務管理費、(目)森林環境譲与税基金費で9万2千円の追加、森林環境譲与税の確定に伴いまして基金に積み立てるものでございます。

(款)教育費、(項)保健体育費、(目)学校給食費につきましては財源更正でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(浅岡正広)

福田部長。

○住民部長(福田新吾)(登壇)

それでは、報告させていただきます。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和3年6月1日

河南町長 森田昌吾

一度、左のほうにスワイプしていただきまして、

令和3年専決第2号

河南町税条例等の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和3年3月31日

河南町長 森田昌吾

また一度スワイプしていただきまして、

令和3年河南町条例第10号

河南町税条例等の一部を改正する条例

でございます。

改正条文につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。議案資料の28ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和3年3月31日に公布され、その一部が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、3月31日付で専決処分を行い、必要な条項について所要の改正を行ったものでございます。

まず、第1条関係です。

第36条の3の2第4項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の改定でございます。電子化促進の観点から、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことによるものでございます。

次に、第36条3の3第4項でございますが、給与所得者と同様に、公的年金等受給者についても、日本年金機構に提出する扶養親族申告書電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴うものでございます。

次に、第53条の8第1項、特別徴収税額は、退職所得申告書の定義の整備に伴うものでございます。

一度スワイプしていただきまして、29ページ、第53条の9、退職所得申告書でございます。給与所得者と同様に、退職手当等受給者についても、退職所得等支払者に提出する退職所得申告書電子提出に係る税務署長の承認が廃止され、電磁的方法により提出ができる措置が講じられたことに伴うものでございます。

次に、第81条の4第1号及び第2号、環境性能割の税率は、法律改正に合わせて読替規定を対象に追加したものでございます。

スワイプしていただきまして、30ページから31ページ、附則第10条の2は、固定資産税のいわゆるわがまち特例でございます。3項から22項まで法改正に伴う条項ずれによるものでございますが、第23項は、中小事業者等が先端設備等導入計画の認定を受け生産性向上に資する償却資産を導入したときの固定資産税の特例が廃止され、第26項、先進設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の特例に統合し、拡充期間が延長されたことに伴うも

のでございます。

第24項から第26項につきましては、法改正に伴う項ずれによるものです。

ここで、一部資料の修正をお願いします。

31ページ、改正後の列の下から2行目、「令和3年度から令和5年度」となるところ、アンダーラインのところでございますが、「令和3年度」となっておりますので、「令和3年度」と修正をお願いいたします。

次に、スワイプしていただきまして32ページから34ページ、附則第11条の2第1項から附則第13条第1項までは、土地に対して課す固定資産税等の特例で、現在講じられている負担調整措置の期間が令和3年度から令和5年度まで3年間延長されたこと、令和3年度に限り課税標準額の増加する土地について据え置く措置が講じられたことに伴い、改正するものでございます。

スワイプしていただきまして、附則第15条の第1項及び第2項は、特別土地保有税の特例で、令和3年度から令和5年度までの3年間延長されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割臨時的軽減期間の延長です。令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用車の三輪以上の軽自動車で、乗用に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期間を、「令和3年3月31日」までを「令和3年12月31日」までに9か月延長されたことによる改正でございます。

スワイプしていただきまして、附則第15条の2の2第2項、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、読み替え規定を対象に追加したものでございます。

次に、36ページから38ページ、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきまして、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するいわゆるグリーン化特例のうち、自家用乗用車以外の電気自動車及び一定の排ガス性能を備えた天然ガス系自動車等、ガソリン軽自動車で50%軽減及び25%軽減のうち営業車の乗用のものだけに限り、特例の期間を2年延長されたことによる改正でございます。

第1項は、改正に伴う項の追加の改正でございます。

第2項から第4項は、取得期間の整備を行っております。

第6項から第8項につきましては、改正に伴う追加の改正でございます。

次に、附則第16条の2、軽自動車税の種別割賦課徴収の特例は、附則第16条の改正に伴う項の追加でございます。

次に、附則第27条第2項は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充、適用期間の延長に伴う措置として、適用の期限を「令和15年度」から「令和17年度」に、「令和3年度」から「令和4年度」に延長されたことに伴い、改正するものでございます。

続きまして、第2条関係です。

議案資料は40ページをお願いいたします。

令和2年6月定例会議で改正しました令和2年河南町税条例第13号の一部改正です。

第48条第10項、第16項及び第50条第4項、第52条第3項及び附則第3条の2第2項、附則第4条第1項及び第2項は、法人税の改正に伴い、地方税法が改められたことにより項ずれが生じ、改めるものでございます。

最後に、附則でございます。

42ページをお願いいたします。

第1条としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

第2条、第3条及び第4条の規定につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税の経過措置の規定で、それぞれ新条例を令和3年度以降の分から適用し、令和2年度までの分は従前の例によることとしております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、44ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号

令和2年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、45ページでございます。

令和2年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

令和2年11月臨時会議並びに令和3年3月定例会議でそれぞれ議決をいただきました次の3件でございます。

まず、1点目と2点目でございますが、(款)総務費、(項)総務管理費の新型コロナウイルス接種体制確保事業、(款)衛生費、(項)保健事業費の新型コロナウイルス接種体制確保事業であります。新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制を整えるため、国のワクチン接種スケジュールにより繰り越して事業を実施できるよう繰越明許費を設定させていただいた事業でございます。総務費、総務管理費でワクチン接種履歴を管理するためのシステム改修事業費を、衛生費、保健事業費では接種券の発送や予約システムの導入、コールセンターの運営事業費等でございます。

なお、翌年度への繰越額につきましては、総務費、総務管理費では100万円、財源につきましては全額国庫支出金でございます。次に、衛生費、保健事業費では1,734万7千円を繰り越し、財源につきましては全額国庫支出金でございます。

次に、3点目でございますが、(款)消防費、(項)消防費の町防災行政無線整備事業であります。町の防災行政無線のデジタル化に向け、令和3年度にわたって工事を実施するため、繰越しをしたものでございます。翌年度への繰越額につきましては、工事請負費及び施工管理費の契約金額2億1,742万3,800円のうち、工事費の前払金として令和2年度に支払いをいたしました5千万円を除いた1億6,742万3,800円を繰り越すものであります。財源につきましては、町債が1億6,740万円、一般財源が2万3,800円でございます。

以上、報告であります。

引き続きまして、めくっていただきまして報告第4号の報告をさせていただきたいと思っております。

報告第4号

令和2年度河南町土地開発公社会計決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度土地開発公社会計決算を別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、決算書となっております。

まず、タブレットの49ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号として、令和2年度河南町土地開発公社の決算につきましては、5月12日の理事会で認定を行っております。

52ページからが決算の内容となっております。

53ページをお願いいたします。

令和2年度河南町土地開発公社会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入ですが、まず第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益、決算額は115万6,217円でございます。町道中村金剛山線整備事業用地、神山34番3外1筆を河南町一般会計へ売却に伴う売却収益でございます。

続いて、第2款事業外収益、第1項受取利息、決算額は1万9,050円、定期預金の利息でございます。

収益的収入の決算額合計は117万5,267円となっております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価で114万4,770円でございます。河南町の一般会計へ売却しました町道中村金剛山線整備事業用地、神山34番3外1筆の取得価格でございます。

続いて、第2款販売費及び一般管理費ですが、決算額は15万6,807円、内訳につきましては、需用費で8万6,807円で公租公課7万円でございます。

収益的支出の決算額合計は130万1,577円でございます。

次に、54ページ、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入はございませんので資本的支出でございます。

まず、第1款資本的支出、第2項公社債償還金及び長短期借入金償還金といたしまして決算額114万4,770円、令和元年度に取得いたしました町道中村金剛山線整備事業用地、神山34番3外1筆を令和2年度で河南町一般会計へ売却いたしましたので、その購入資金に充てるため借入れしておりました資金を河南町土地開発基金へ償還したものでございます。

資本的支出決算額は114万4,770円となっております。

次に、55ページでございます。

令和2年度河南町土地開発公社損益計算書でございます。

1、事業収益、(1) 公有地取得事業収益で115万6,217円、2、事業原価、(1) 公有地取得事業原価が114万4,770円です。よりまして、事業総利益は1万1,447円となります。

次に、3、販売費及び一般管理費が15万6,807円で、差引き14万5,360円の経常損失、当期損失となります。

これに4、事業外収益、(1) 受取利息1万9,050円を加えまして、12万6,310円の当期損失となります。

次に、56ページをご覧ください。

令和2年度河南町土地開発公社準備金計算書でございます。

1、未処分利益準備金でございますが、前期繰越準備金が3,125万7,690円、当期損失が先ほどの12万6,310円を差し引き、当期末処分利益は3,113万1,380円となります。

次に、57ページをご覧ください。

4、令和2年度河南町土地開発公社準備金処分計算書でございますが、当期末処分利益3,113万1,380円につきましては、全額、次期の繰越準備金とさせていただきます。

次に、58ページをご覧ください。

5、令和2年度河南町土地開発公社貸借対照表でございます。令和3年3月31日現在のものでございます。

まず、資産の部でございますが、1、流動資産、(1) 現金及び預金ですが、先ほどの3,113万1,380円と資本金の1千万円を合わせまして4,113万1,380円でございます。(2) 事業未収金はございませんで、(3) 公有用地につきましては、金山古墳環境保全整備事業用地で5,041万8,880円と道の駅かなんの再整備事業用地5,854万4,816円の合計で1億896万3,696円となります。

以上により、流動資産合計につきましては1億5,009万5,076円でございます。

固定資産がございませんので、資産合計は1億5,009万5,076円となります。

次に、59ページでございます。

負債の部でございますが、1、流動負債、(1) 未払金はございません。

次に、2、固定負債、(1) 長期借入金でございますが、令和2年度末で保有している金山古墳環境整備事業用地及び道の駅かなん再整備事業用地の購入資金といたしまして借り入れた金額、合計1億896万3,696円でございます。

負債合計は1億896万3,696円となります。

次に、資本の部でございますが、1、資本金、資本財産で1千万円、こちらにつきましては

は町からの出資金でございます。

次に、2、準備金でございますが、(1)前期繰越準備金3,125万7,690円から当期損失の12万6,310円を差し引きまして、準備金合計は3,113万1,380円となります。

資本合計は、資本金合計1千万円と準備金合計3,113万1,380円の合計で4,113万1,380円となります。

負債資本合計は1億5,009万5,076円となります。

次に、60ページをご覧ください。

6、令和2年度河南町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

公有地取得事業収入で115万6,217円、町道中村金剛山線整備事業用地2筆の一般会計への売却収入でございます。

次に、その他事業支出で販売費及び一般管理費といたしまして15万6,807円の支出があり、利息の受取額1万9,050円の収入がございまして、これによりまして事業活動によるキャッシュ・フローの合計は101万8,460円の支出となります。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローはございませんので、次、61ページをご覧ください。

財務活動によるキャッシュ・フローでございます。長期借入金の返済による支出で114万4,770円の支出、町道中村金剛山線整備事業用地の長期借入金の返済による支出でございます。一般会計に売却したことにより、土地開発基金へ借入金を償還したものでございます。これによりまして、財務活動によるキャッシュ・フローは114万4,770円の支出となります。

以上により、令和2年度中の現金及び現金同等物は12万6,310円の減少となります。

次に、5、現金及び現金同等物期首残高が4,125万7,690円、令和2年度の現金は12万6,310円減少いたしますので、6、現金及び現金同等物期末残高は4,113万1,380円となります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けします。

まず、報告第1号 令和3年専決第1号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第8号）について質疑をお受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

タブレットの17ページをお願いしたいんですが、地方交付税が1億7,177万8千円ということで、補正前に比べて8.8%、大幅に増額されておりますけれども、この伸びた要因はいかなものかということと、もともとこれだけの伸びが予定をされていた金額なのか、増額を見込んでいたのか、まずお聞きいたしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

地方交付税につきましては、年度の最初のほうに普通交付税の交付額が確定しております、その金額は総額で19億3,290円となっております。その交付税の確定額につきまして、補正予算を組んでいく段階で財源不足分については補正予算を計上していきまして、最終的に今、交付税で予算額がされていない全額を今回補正予算のほうに計上させていただきました。

交付税が前年度より主に伸びている内容につきましては、需用額に算定される地域再生事業費というのが新たに加わったことによりまして、その部分について前年度より7千万円程度増えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

伸びた要因を聞いたつもりなんですけれども、そのお答えがなかったんです。コロナ関係の予算でどれだけ交付税が増えたのか、概算は出せますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

コロナに関しましては、地方交付税の需用額に算定という形は特段なくて、地方創生臨時交付金であったり各種補助金のほうで歳入は計上させていただいています。交付税の今回本当に増えた要因というのは、新たに項目として掲げられました地域再生事業の需用額というところが増えております。これは、消費税の偏在でしたり地方税の偏在に基づくやつで、この部分が7千万円程度増えているということで、コロナに関連して交付税の需用額が増えた

というわけではございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

続いて、報告第2号 令和3年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

続いて、報告第3号 令和2年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑をお受けします。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

コロナワクチンのシステム改修費とコールセンターの事業を繰り越すということで、まだ払っていないんですね。コロナワクチンを予約する際の不便というのを、つじに立っていても本当にいろんなところで今までで一番ぐらい言われるんですけども、そのあたりを、まだお金を払う予定があるんやったら改良するということをしてほしいんです。そのあたりの考えはありますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、コロナワクチンの予約につきまして、いろいろ住民の皆さんからご意見いただいているところでございます。

現状の高齢者のご予約につきましては、今、コールセンターの人数を増やしてお電話がかかりやすい状況にしているところです。システムに関しましても、2回目のご予約が取りやすいような状況になっているかと思えます。

今後、65歳未満の方の予約につきましてシステムについてどういう形で進めていくかとい

うところは、システムの内容につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

検討していただくということでありがたいんですけども、一番本当に言われるのが、ほかのところではできるのに河南町は1回目、2回目ばらばらに取らなあかんというところで、前、説明もしていただいて分かるんですけども、住民目線で言うとやっぱりすごくそれが不便なんです。1回目を取るだけでもすごく大変やったのに2回目また取らなあかんというところで、まして、もともと国ではいまだに3週間以内ぐらいが有効やと言っているのに、6週間で一定の有効性はあるけれども十分には確立していないという書き方やったんです、厚労省のホームページを今見たら。という中で、またすぐに3週間以内を取れるかというところでご心配をかけて、6週間とも言っているけれども、1回目だけでいいんやとかいろんな見解があるけれども、やっぱり一般的には3週間以内にもう一回打たないといけないという認識が広まっているので、そのところでのお怒りの声というか、いろんな声をいただきます。そのあたり、不満が出ないような形にさせていただきたいし、言っているように64歳以下の方は本当に人数が多くて、65歳以上の比じゃないと思うんですね、予約の困難さというのが。

その中で、これも最近またいろいろと声が私のところに届いてくるのが、職業別でエッセンシャルワーカーの中でいろんな不特定多数の方に接する方を優先したらどうやとか、64歳以下といっても、例えば7月、8月から始まったとしても、8月10日までは60歳以上の方だけで、だんだん年齢を下げていったらどうやとか、健康な18歳の方、基礎疾患もなくて家に籠もれる方、大学生は今オンラインで授業をしていますしね。と64歳でエッセンシャルワーカーで不特定多数の方に接する方、64歳基礎疾患持ちとか、基礎疾患を先にやってもらえると聞くんですけども、が同じ土俵で一気に予約を取り合うというのはちょっと違うん違うかなと思うし、そういう声も増えてきているので、そのあたりも考慮してやっていただきたいですが、どういう考えで改良すると言っているのか、もう一度聞きます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

65歳未満の方への接種につきましては、議員おっしゃってくださっていますように優先順

位、どういった方から順番に打っていただくかというところと、ご予約のほうもどういうふうな受付をしていくか。まず基礎疾患のほう、60歳から64歳、どういうふうな段階を踏んで進めていくかというところにつきましては、これから内容について検討してまいりたいと今計画しているところでございますので、ご意見はお伺いしておきます。すみません。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

繰越明許費、コロナウイルスに対する金額なんですけれども、せっかくの本議会ですので、河南町はニュース等でいろいろ騒がせました。町長、三役が打った。町の職員を混ぜて48名を先行にワクチンを打った。これ、住民目線で言ったら、まあ職員は仕方がない。でも、三役が打つ、それでまた地方創生特命理事、もう6月に帰られるのにその方も打つ。どこをどう見て手伝うのか。ここは住民目線でえらいおかしな具合でございまして、このワクチンの接種、3週間後、河南町が言うているように1回目が終わった明くる日から予約をする。富田林市、また羽曳野市では1回取ったときには2回目も取れる。それを言ったら富田林市は失敗しているとか、一部を失敗してそない言う。それやったら富田林の市長は先にワクチンを打っておらん。それを、医師会が言うたから慌てて打ちに行く、それで自分らは2回目をちゃんと打つ。それで一般の方は3週間で取れない、努力するというようなことなんですけれども、ちゃんと住民目線で検証して、65歳以下の人をスムーズにするようなシステムに変更しやなあかん、金を使うてやるんやったら。

ここの座っている人間は皆打っておる、正直な話。そんなのを相手にして、対面の人はね。そやから住民目線で考えて本当にやらなあかん、真剣に。これ、ニュースで陣頭指揮を取る、何やかや言うてたけれども、町長の見解をもう一度この本議会でやってもらいたい。素直に謝罪するんやったらしたらええねん。よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ワクチンの接種については、いろいろと報道関係でお騒がせいたしましたことにつきましては不徳の致すところというふうに考えております。ただ、ワクチン接種をスムーズに進めるということと、やはりワクチン接種会場における感染リスクの軽減、それから住民の皆さ

んへ安心感を持って打っていただくということ、それからやはり危機管理上の必要性という点からも必要性を感じて、我々は医療従事者枠で接種をいたしました。

65歳以上の方の予約の方法につきましてはいろいろなケースがあつて、本町におきましては、1回目の接種を住民の皆さんにまず打っていただくという、こういう考えの下に1回目の予約をしていただいて、次に2回目の予約をしていただくと、こういう仕組みを取ったわけですけれども、実質的には、国の指針、厚労省の指針によりますと、1回目を打つと3週間後から打つというふうになっているかと思ひます。ただ、その中で6週間をめぐるといふうなことが言われておりますので、その間で予約を取っていただくという形で進めておりました、ただ、きっちりと3週間後に取れないという、こういうようなご不満もあるかと思ひます。ただ、全体として、やはり6週間の間で何とか打っていただけるような予約の改善は今の65歳の中ではやっておるところですが、少し期間が4週間を超える、5週間ぐらいという方もいらっしゃるの聞いております。

次に、その方法について、1回目、2回目をセットで予約する方法がいいのか、その方法での仕組みが構築できるのか、そういうような点も踏まえて今検討中です。ただ、1回目を打って2回目の接種を予約すると、ワクチンの接種供給量によって3週間後には同じペースでやると2倍のワクチンの接種ができる体制にならなければいけない。次の3週間後には同じく最初の2倍の接種できる体制、これはワクチンの量もありますけれども、まずは接種していただくドクターの皆さんの確保というんですか、皆さんの協力というのがあつてできるので、そういうような形でのシミュレーションをしながら、できるのかできないのかということは今担当部署で検討し、システム上の改良を加えるものについては、新年度予算のほうで対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

ただ、国のほうでもいろいろ、予算的には必要な部分については追加というような、こういうお話もありますので、本町におきましても、当然必要なものは必要なものとして要望していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ聞きましたけれども、言っているのは医療従事者の範囲、これが町長をはじめ三役が言う医療従事者の範囲と住民が思う医療従事者の範囲がえらいかけ離れておる。そこが

おかしなところで、いつまでもいつまでも国の方針にのっとってやったと決まり切ったことを言わんと、素直な気持ちで謝るところは謝る、それでいいですよ。いつまでたっても、そんな医療従事者の範囲で打ちました、国の指針に沿ってやりました、それでは通らんよ。そういうことを言うているんやからね。

これからもワクチンの接種はいろいろ進めていかなあかん。これは、ほんまに1回、2回で済む問題と違う。5年かかるか分からん。そやから、そういう体制を悪いところはすぐ直して、お金のかかるところはしゃあないから使うて、1万6千人か、人口。たかが知れておる。そんなところでよりよい方法を見つけて、あくまで住民目線でやっていただきたい。

以上です。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前11時05分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第3号についての質問。

力武議員。

○5番（力武 清）

このワクチンの接種なんですけれども、住民さんの期待はめちゃくちゃ大きかったわけですよ。やっぱり待ちに待ったワクチンの接種ということで、これだけ蔓延して感染拡大が広がってきた中で、国の施策がワクチン頼みというところがあって、そういう意味では物すごく大きかったと思うんです。ところが、市町村に接種の権限というか、実務的なやつを丸投げされたところにも問題があるというのをまず指摘しておきたいというふうに思うんですけれども、その中でも命に関わる問題なんですね。

そういう中で、誰もが関心が高いし、早く安心したいという気持ちにどう応えていくかということやと思うんですけれども、そうした中で今回の予約の在り方、これがやっぱり予約が始まった翌日から、ほかの議員さんもそうなんですけれども、ほとんど苦情の電話が殺到するわけです。家の固定電話も携帯も鳴りっ放し。恐らく役場にも相当の苦情が入っていると思うんです。それはなぜかということ进行分析、検証すべきやというふうに思うんですよ。

これがなかったら次のワクチンの接種はうまくいかないと思う。

早い者勝ちというこのシステム、これがどうだったのかということです。誰もが早く打ちたい、安心したいという心理が働くんですよ。何ぼワクチンの枠はこれだけあります、河南町でいうたら4,800人の人口の65歳以上のワクチンを確保していますと言うても、我先にというのは心理的に働くと思うんです。それを6人のコールセンターとネットと予約確保していますということやったんだけど、ネットの格差の問題を考えていたのかと。65歳以上を対象にしてネットできない人の対応をどう考えていたのか。それで、ネットができない人は電話でしかないんですよ。僕の知っている人は夫婦で朝からかけて、100回かけた人もいてはります。それで、どうしてもかからんから僕のところに苦情が来る。何とかしてくれという泣きの電話も入ります。そんな中で、タイミング的に早く取れた人はラッキーやっただと。ラッキーという評価でいいのか。早く取れた人がラッキーでよかったのかということの検証をしていただきたい。それをまずお答え願いたい。

もう一つは、先ほども言ったように、群衆心理として先着順というやり方は我先にという心理が働くわけです。私、心理学者じゃないけども。例えば、ご存じかと思うんですけども、理事者も記憶に新しいかと思うんですけども、1970年代にオイルショックということで、スーパーから洗剤やトイレットペーパーや日用品がなくなるという大騒ぎがありました。そのときに買占めが起こって市場にパニックが起こりました。それと同じような状況が今回起きたということです。今回の接種を同列にすることはできませんけれども、こういう群衆心理が働くことを想定した予約のシステムを構築されて、そういう結論を出したことに對してどのように評価されているか、2つ目の答えをお願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今回の予約につきまして、コールセンターもお電話がかかりにくかったというところの皆さんの苦情につきましては私も聞いています。対応もさせていただきました。コールセンターにつきましても、人数を増やした中でできる限り対応はさせていただいたんですけども、まだまだかかりにくい状況もありました。ネットのご利用につきましても、予約の方法がやっぱり、パスワードの問題とかもありまして取りにくい、あとパスワードが分からなくなったというところのご意見も多々聞いております。その様々な課題を検証いたしまして、次の65歳未満の方の予約方法について、今後はまた、インターネット、スマホをお持ちの方が多

と思いますので、そのあたりの割合も慎重に考えまして、予約方法についてこれから構築していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

予約のそういう先着順ということを選択したというところの判断を僕は後で町長に聞きたいと思うんですよ。

例えば、よくテレビのニュースで出てくる新潟県の上越市あるいは福島県の相馬市、この場合は、全く住民さんは何もしなくていい。予約しなくていいと。役場からAさんはいついついついつですよと指定をされて、それで指定された日に必ず行って、指定された日が駄目だったら連絡してくださいですよ。めちゃくちゃ簡単なんですよ。こんなパスワードとか予約、電話もかけなくていい。接種会場に接種券と予約と身分証明を3つ持っていけばそれで済むというやり方を取ったわけです。これ、物すごく評価されている。和歌山方式も今めちゃくちゃ評価されていますけれども、やっぱり高齢者というそのところを、65歳以上の方に対する予約というのを、今後のと言うてはるけれども、65歳以下の方に対しても僕は混乱のないような形で、是非今回のことを検証していただきたいと要望しておきます。

それともう一つ、非常事態宣言下、まん延防止が出されて、住民さんの心理状況、感情的なところで自粛で我慢をしている、ストレスの連続の中にはる。高齢者の皆さんも、ふだんはいろんな形で地域活動やボランティア活動や個人的な趣味の世界に入っていた。それを全部、公的な機関も含めて今やめられていますよね。人と接触できない、公民館活動できない、図書館にも行けない、そういうストレスがずっとたまっている中でこういう予約がやっと始まった。さあ我先に、私も行くというそういう心理の中でなぜこういうシステムを考えつかれたのか、結論されたのか。途中でも軌道修正できたんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりをどう評価されているのか、町長にお答え願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

予約の方法につきましては、すごく取りづらい、電話がつながりにくいというようなことで、そういうご指摘を多々受けておまして、この点については当然ながら改善する方法はないのかというところを、その方法論も含めて次のワクチンの接種に活かしていく必要があ

と思っています。

ただ、今、選択肢として、65歳以上についてはこういう方法を取ったんですけれども、確かに結果論として予約が殺到したと。これは我が町だけではなくて、他市町村でも予約ストップをかけたとか、何かそういうような状況も聞いておりますけれども、予約の方法を少し段階的にするとか年代別にするとか、いろんな方法があるわけです。そういうような方法をどういう点からできるのかというところを踏まえて、次の接種に向けて検討していきたいと思っています。

ただ、やはりクーポンの発行というか、送付から短時間で予約の日を迎えたというのはばたばたでの作業で、最終的にどれぐらいのワクチンの供給がされるのか、ワクチンの接種に対してドクターが対応できるのか、いろんなものがあって、その辺もいろいろ検証しながらやった状況でありますので、今回の状況を踏まえて次に生かしていくというふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

3回目ですのであれなんですけれども、僕は1回目で、今のご答弁で市区町という言葉があるので、もう拒絶されている、反応がね。もう懲り懲りな状態の中であって、やっと1回目、会場へ行きました。富田林市の人と河南町の人と太子町の人と一緒に会場ですよ。富田林市の方は、次の2回目はいつですよと言ってくれはった。あれ、河南町はどうなっているの。また明日から電話予約かという形ですよ。同じ会場の中において同じ医師会の中であって、富田林市の方は明日から、もう一度、次の3週間開けた後のいつかはもう予約が保証されている。河南町の方はまたトラウマのごとく予約の電話をしないとあかんというその関係の、なぜ、1回目でこれだけ混乱したのにもかかわらず、2回目も同じように電話で、1週間後にネットが始まるというシステムを取られたんですけれども、そここのところの配慮は、1回目でこれだけ混乱したのにもかかわらず2回目もまた電話かネットで取らないとあかん。こういうシステムをこここのところ臨機応変に切り替えられなかったのか。そここのところの判断を担当課のほうでお答え願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

1回目をご予約いただいて2回目をこちらのほうで予約を取る、日にちを決定するということにつきましては、やはりワクチンの供給もありまして、どの日ということで皆さんに対してこちらで設定することはできなかったというような状況です。

今回、2回目のご予約につきましては、1回目のように皆さんのご予約が殺到するものではなくて、2回目のご予約は1回目を受けられた方のみのご予約になりますので、お電話される方、またインターネットで取られる方の対象者数が決まった人数でのご予約になります。その点の混乱は、1回目に比べると随分少なくなるというような判断をさせていただきました。

ただ、予約の枠につきましては、常時人数のほう、日々予約されている状況を確認しながら、どんどん前のほうに日程を取って行っていただいて、後の日にちを空けていくというような操作を現在しているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

福田議員。

○9番（福田太郎）

タブレット3ページの令和3年河南町議会6月定例会議における提出議案の1、行政報告の(3)の報告第3号での3事業に係る中で、特に町防災無線の事業においても取り組む予算を組まれておりますよね、町防災行政無線整備事業と。これに対して今後どのような整備をされるのか。

そして、以前にもお聞きしましたが、地域によってはこの防災無線が聞こえにくい地区、場所があります。これについてもどのような対処をしていただけますのか、併せて担当部長からお聞かせ願いたい。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の防災行政無線デジタル同報系整備工事の内容につきましては、親局装置、屋外拡声子局設備、戸別受信機の3つの工事に分かれています。

工事の進捗状況と今後の流れでございますが、現在、屋外拡声子局設備37か所建設予定中11か所の建柱が終了し、6月中は引き続き建柱作業を行ってまいります。7月には子局支柱

にスピーカーを取り付け、8月からは親局装置の取付けを行い、その後、既存の防災行政無線の子局の支柱を撤去しまして9月末の完了予定となっております。

防災行政無線が聞こえにくい場所の対処につきましては、以前から戸別受信機をご利用いただいている方につきましては戸別受信機の更新を行います。

なお、今回の工事におきまして、デジタル化とスピーカーの性能のアップによりまして聞こえやすくなると考えております。また、SNSを利用した配信が可能となりますことから、この方法も住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま辻本総合政策部長より、防災行政無線整備事業についての今後の整備の流れの促進について述べていただきました。今後とも、町住民がいろんな災害とかいろんな形で町からの連絡網の一つとして利用されるわけであって、しっかりとこの事業については取り組んでいただき、また、先ほども言われましたが、防災行政無線が聞こえない場所については戸別受信機をしっかりと配備して今後取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

以上。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

福田議員と同じ関連なんですけれども、防災行政無線について9月末に整備が完了するというふうに聞いているんです。今日も朝からフィリピンで台風3号が発生したみたいなことを言っていて、9月末で台風シーズン、もうちょっと早うできへんかったのかなと思うんですね、そもそも1年遅れているし。もっと早くできへんのかということ、さっきワクチンのこと、町長が予約のことを結果論として殺到してしまったんやと言った言葉がすごく引っかかって、結果論として殺到してしまったって、殺到することは大体みんな分かっていたよね。分かっていたよ。いろいろみんな聞かれる中で、どうしても取り合いになるん違うかなということ、あつたことをみんな危惧していましたもの。私らもそう答えていましたよ。町は何か対策とかしてそうにないから殺到するん違うかと、取り合いになるん違うかと。あまりにもその答

えは。それで医療従事者といって、そんなに医療従事者でもないのに打っているのに、もうちょっと誠実なことを言われへんの。ワクチンに関してすごく何かおかしい、町のやっていること全て。

2つ。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、1点目の防災行政無線の工事がもう少し早く終わらなかったのかということなんですけれども、当初、昨年度に契約させていただきまして、できるだけ早く完了するように請負業者のほうとも協議しておりました。ただ、今年に入りまして、旭化成とルネサスの半導体のメーカーの工場で火災が起こるといふ事件がありまして、親局の装置が半導体を使っている機械となりまして、当初の予定よりも大体1か月半ほど納期が遅れるということになりまして、9月末完了というような先ほど説明させてもらった流れになるという次第でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

町長、いけますか。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ワクチンの接種で、予約の方法等について電話がつながりにくいと、ネットのほうもすぐに埋まってしまったという、こういう状況になった結果としては反省する点があるということでございます。この点も踏まえて、次にはそういうことがないように努めたいんですけれども、どこまでできるか、できる方法と、それとあと住民さんの協力が得られる方法があるのかなのか、その辺も踏まえて考えていきたいと思っています。

ただ、クーポンの接種券を送ってから予約までの期間がそれほどなかったということもあって、なかなか予約の方法等について住民にお知らせする機会も短かったかなと思っています。その中での改善というか、少し対応する点はいろいろ考えながらやっていたんですけれども、こういう結果となったということでございますので、この結果は次に生かす糧としたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、報告第4号 令和2年度河南町土地開発公社会計決算の報告についての質疑を受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

現在、土地公社の保有用地は、金山古墳の整備用地が2,683.56㎡で約813坪、道の駅かなんの再整備用地で2,330.09㎡で675坪ほど所有されているということを事前に資料で確認しているんですけども、この用地に関して評価価格はどれぐらい見てはるのか、お聞きします。

それと、タブレットの58ページに資産合計1億5,009万5,076円と計上されておりますけれども、この資産は取得時の価格なのかどうか、評価を出されているのかお聞きしたい。

以上2点、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

公社で保有している土地の現在の評価額というのは評価しておりませんで、議員仰せのとおり、その当時のその土地を取得するときの売却価格、取得価格をもって資産金額として計上させていただいています。具体的に固定資産評価額を幾らにするかということではなくて、公社で所有している土地を一般会計で買い戻してもらった場合につきましては取得価格をベースに買い戻ししていただく形になりますので、資産としてはその金額を計上させていただいています。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

部長の答弁で取得価格を決算書に計上されているということなんですけれども、いつ売る

かとかそういう売却のことはともかくとして、現状の評価額をどれぐらい見てはるのか、それを鑑定されたことはあるのかどうか。町は土地鑑定士と契約を結んでいると思うんです、年間で。結んでいないのかな。どれぐらいの鑑定価格になるか予測がつかますか。その評価をどのように見てはるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

土地の価格につきましては不動産鑑定士のほうが評価するという形になろうかと思うんですけれども、現状、公社で所有している土地については、評価額で売却するということはございませんので、取得価格をもって一般会計のほうに買戻しをさせていただくという形になっています。改めて、今の公社として保有している資産が、例えば5千万円で購入したやつが4千万円として目減りしていたとしても、一般会計のほうには5千万円という形で売却する形になってございますので、その評価の目減り分についてどうこうということと今、実際の土地の価格は幾らというふうには考えておりません。

実際の評価額が幾らになるかというのは、本当に鑑定を取ってみないと分かりませんので、今のところは取得価格をもって計上させていただいていると。それで特段問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

現状価格について、売却するせんはともかく、鑑定しないということなんですけれども、僕は、取得価格にせよ現状価格にせよ、1億5千万円ほどの資産があるわけですよ。これが眠っているという評価につながらないかということは、有効活用を、これ公社といえども税金でしょう。公有地ですよ。それを有効活用していないところで隠れた無駄使いがあるんじゃないか、そういう評価を僕はこの時点、公社の決算が出るたびに思うんですけれども、活用されていないところに大きな問題があるというふうに自覚すべきやと思うんですよ。

この間、道の駅についてはいろんな店舗を誘導する、あるいは金山古墳の用地についてはビオトープなりいろんな形での教育財産として、子供たちに、また外から来る人に向けて何らかの形を整備するということやけれども、全く手をつけられていない。数年置かれている。

これは、住民に対して税金を無駄遣いしているという自覚を持つべきや。有効に活用して初めて公社の決算が生かされるべきやと思うんだけど、これが生かされていないんですよ。どのように考えていますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現在、所有が公社ということで、公社のほうでこの土地についてどのような形で活用するかというのはなかなか考えにくいところがございまして、実際、それを取得するときに目的を持って一般会計のほうから取得の依頼があって公社で保有をさせていただいているんで、基本的には道の駅の再整備であったり金山古墳の環境整備であったり、今後この土地についてどのような活用をしていくかというのを検討していった上で、公社のほうは売却するという形になってくると思います。今、具体的な行政目的をどのようにしてこの土地を活用していくかというのは、これからも検討はしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

それでは、55ページでお聞きしたいんですけども、損益計算書なんです。ご存じのように、損益計算書は令和2年4月1日から1年間、令和3年3月31日までの動きについての損益を表している部分なんですけれども、まず、事業収益で115万6,217円、これは一般会計のほうへ売った売却益ですね。言うたら売却している。それで原価のほうを取得原価で114万4,770円、通常の会計でしたら、ここに販売費15万6,807円を乗せて売却するというのが通常だと思うんです。ところが今回は1万1,447円だけの費用を乗せているという計算になるんですけども、この根拠というか、1万1,447円はどういうあれでこの売却のところに乗せられたのかということと、それと先ほど取得価格が中心ということで、公示価格等は全然考えておられない。例えば、購入価格と売却のときは当然時期がずれて固定資産は下がっているような状況なんですけれども、その辺の考慮はないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

公社から一般会計に売却するときの事務費としまして、公社の売却の基準というのは1%の事務費を計上するというので、一般会計のほうに公社の保有財産を売却するときは1%の事務費を上乗せした上で売却する形として取決めをさせていただいています。ですので114万4,770円の1%の事務費を乗せていると。この事務費を取るということで、販売費であつたり通常必要な経費は事務費の中に込まれると。ですので逆に言えば、大きい金額の土地を売れば実際にかかった販売費より高い事務費が入ってくるというふうな形にもなつてございますので、公社のほうから一般会計に売却する段階では、町と公社のほうで1%の事務費を計上するという取決めでやらせていただいているということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今説明いただきまして分かつたんですけれども、販売費を乗せて全額でして利益が上がるというのが通常の経済活動なんです。その辺は町どうしのあれですので分かつたので、1%の販売費というか経費を乗せているということですか。分かつた。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

61ページの現金及び現金同等という残高、4,100万円ほど、これは現金がありますか。しようもない質問やけど。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現金を保有しています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更したいと思います。

日程第5 大阪広域水道企業団議会議員の選出についてを日程第9 請願第1号の後で議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第6 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから先に審議を行います。

お諮りします。

日程第6 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第3号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）までの3件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それではご説明させていただきます。

タブレット資料75ページでございます。

議案第1号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

スワイプしていただきまして、

令和3年河南町条例第 号

河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文につきましては、議案資料新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

議案資料の78ページをお願いいたします。

今回提案させていただく条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日施行分につきましては3月31日付で専決処分させていただき、先ほどご報告申し上げたところでございます。それ以外に改正が必要な条項についてご提案させていただくものでございます。

まず、第24条第2項は、個人の町民税に係る非課税の範囲の改正でございます。国税において、国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが講じられ、それを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の改定による字句の見直しを行ったものでございます。

次に、第34条の7第1項、寄附金税額控除でございますが、国税における特定公益法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに伴う改正でございます。

一度スワイプしていただきまして、80ページ、第36条の3の3第1項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、国税において国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが講じられ、それを踏まえ、公的年金受給者の扶養親族申告書に係る扶養親族の改正による語句の見直しを行ったものでございます。

次に、附則第5条第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲でございますが、条例第24条に順じ、国税において扶養控除における国外扶養親族の取扱いの見直しが行われたことに伴い、個人住民税の所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の改正による語句

の見直しを行ったものでございます。

スワイプしていただいて81ページ、附則第6条の特定一般薬品等購入費を支払った場合の医療控除の特例、いわゆるセルフメディケーションについて、法改正に伴い適用期限を「令和4年度」から「令和9年度」まで5年間延長するものでございます。

次に、附則第10条の2は、固定資産税のいわゆるわがまち特例でございます。第24項で、新たに特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置が創設されました。これは、近年、気候変動等の影響で降雨量の増大により、水害の頻発化や激甚化が著明になっていることから、一定の雨水貯留浸透施設を設置した認定業者に対し、当該施設に係る固定資産税の課税標準額となるべき価格を、法律の施行日から令和6年3月31日までの間、国の参酌基準のとおり3分の1とするものでございます。

第25項、第26項は、第24項創設に伴う項ずれでございます。

最後に、附則でございますが、第1条は施行日を定めております。第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

78ページなんですけれども、今回の改正におきまして、今まででしたら扶養親族の数に1を加えた数という形であるんです。今回、扶養親族の後に「年齢16歳未満の者及び」ということで区切られているんですけれども、この辺について、どういう影響があってなぜこのようにされたのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

もともと所得税のほうで扶養親族というのが第6等親までの親族というようなことを言われています。その中で16歳以下を除くというような形での取扱いになっておりますので、住

民税のほうでは16歳も含めた取扱いということで設定しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、手厚くなったというように考えたらいいわけですか。今までそういうのが漏れていたところが、今回そういうのが入ったということでいいわけですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺課長。

○住民部税務課長（渡辺恵子）

手厚くなったというよりか、所得税法のほうで、国外に居住する親族なんですけれども、今までは控除の対象となっていた者が、年齢30歳から69歳までの方の間で制限ができて、38万円以上仕送られている方と、あと障がい者の方、留学されている方以外については控除の対象外ということになったものでして、控除対象扶養親族の中から削除されたことによって、今まで町民税のほうでは扶養親族の中にそういったところが含まれている形になるんですけれども、そこを除くために16歳未満と扶養控除というところで分けたということで、逆に削除されているということになります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

意味がちょっとよく分からないんですけれども、ちょっと今調べてみたら、同居しているかどうかの区別がされていて、まず前提として16歳未満の子供は扶養控除対象の扶養親族となりませんというところから、かつては16歳未満の子供は扶養控除を受けることが可能でしたということで、かつてはそういうように控除を受けることが可能だったということで、なっていなかったのを今回かつてに戻ったというように考えていいわけですか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

16歳未満についてはそのとおりです。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

新旧対照表の81ページなんですけれども、特定一般用医薬品等購入費を払った場合は控除を受けられるという第6条の規定なんです。この規定はセルフメディケーション税制ということで、要は市販の薬品を買ってやったら医療費控除になるということとか、各種検診をやったらその分を医療費控除されるよということの中身なんですけれども、この制度そのものを知らない方が結構いてはると。今、コロナの中でかかりつけの医者になかなか行けない、行かないという方もいらっしゃるって、結局市販の薬で賄うとかいう方も結構いらっしゃる。そうなればこれを利用して医療費控除の対象にしてもらうということになるかと思うんですけれども、セルフメディケーションの周知はどのようにされているのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

この制度は所得税にも対応していますので、国等の広報等で一定の周知はされておるかなと。また、税制改革のときにつきましてはうちの広報等でも周知させていただいておるんですけれども、若干、最近その辺のところは、特別にこの制度を特集するという事はございません。確定申告等をする方につきましては、そのしおりの中には説明しておるんですけれども、今後、また確定申告の時期等につきましては、こういった控除対象はどういったものになるかというような、そういう案内というのは考えていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

私、最近、個人的なあれなんですけれども、非常に関心が高い項目なんです。例えばお医者さんの指示で検診を受けたと。MRIとかPET検査とかやる場合は高額になりますよね。人間ドックとかを自主的にやるとなれば保険適用外になるわけで、自費になりますよね。そういった場合はこの税控除の対象になり得るのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

いわゆる予防的なものについては控除の対象にはなりません、お医者さんの指示に基づいて治療等の検査が必要になるとなった部分については対象になってございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

先ほどの繰り返しになりますけれども、この周知をまず徹底していただきたいなという思いがあります。納税者の立場からすれば、今、給料上がらない、逆に下がっているような状況、年金も下がる状況になってきていると。個人の可処分所得はどんどん下がってきていますよね。逆に年金とか公的保険料は高くなって可処分所得が減るという中で、ちょっとでも節税、減税したいという思いがあるので、そのあたりはきちっと再度周知をお願いしたいというふうに思うんです。そのあたりの評価をお願いしたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

先ほど申しましたように、また確定申告等の時期になりましたら、そのような形の広報というのは考えていきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今の質問と少しかぶるんですけれども、今、議員の説明では市販の薬で賄っている方が受けられるというようなことをおっしゃっていたんです。本特例の範囲となる医薬品というのはどういうふうなものが例えば含まれるのかということと、この税制の適用を受けられなかった、また受けられる条件というのはどんなものがあるか、詳しいことを教えてください。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

この適用となるお薬は、昔、処方箋でしか出せなかった部分が規制の緩和によりまして薬局の窓口でも買えるようになった。割と効能が高いと称されるものがいわゆるスイッチOT

Cと言われている薬になろうかと思えます。私も個別に商品名等をそれほど存じ上げておりませんが、昔であればお医者さんでしか出なかった胃薬なんかも今は市販で買えたりとか、恐らくアレルギーなんかも結構強いアレルギーの薬を買えたとか、そういうふうな形のお薬につきまして、この税制の控除になる対象となってまいります。

それから、これはいわゆるお医者さんにかかれた、本来、今までからあった医療費控除と両方併用はできませんので、どちらかを選んでいただくというような形になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは、お医者さんの指示書があるお薬を買った方というふうに理解したらいいのかどうかということと、平成30年の税制改正ということですので、これまでこの控除を受けられた方というのは河南町でおられるのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

今、議員おっしゃられたように、お医者さんの指示書があればそれは処方箋になりますので、この対象ではなしに本来の医療費控除という形になりまして、この制度につきましては、特にお医者さんの指示は要らないと思えます。

税金の部分なんです、昨年度の確定申告でお二人だけと聞いております、この医療費控除を受けられた人は。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで午後1時10分まで休憩とします。

休 憩（午後0時03分）

~~~~~

再 開（午後1時10分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議案第2号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、説明させていただきます。

議案第2号

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

一度スワイプしていただきまして、

令和3年河南町条例第 号

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例

でございます。

本条例の提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとし、発行に係る手数料を徴収できると明確化されました。それに伴いまして、手数料徴収条例によりマイナンバーカードの再発行に係る手数料1点につき800円の規定を削除するよう改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年9月1日から施行することといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第8 議案第3号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの86ページから予算書となっております。

88ページをお開きください。

議案第3号

令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,539万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,230万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月1日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、89ページ、「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございますが、（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で3,826万6千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金で45万8千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金で767万4千円の追加。

（款）諸収入、（項）雑入で200万円の追加。

（款）町債、（項）町債で3,700万円の追加でございまして、歳入合計8,539万8千円の追加、補正後予算額を61億8,230万6千円とするものでございます。

続きまして、90ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費で501万9千円の追加。

（款）民生費、（項）社会福祉費は財源更正でございます。

（項）児童福祉費で1,350万円の追加。

（款）消防費、（項）消防費で4,487万9千円の追加。

(款) 教育費、(項) 中学校費で2,200万円の追加でございます、歳出合計8,539万8千円を追加し、補正後予算額を61億8,230万6千円とするものでございます。

めくっていただきまして、91ページ、「第2表地方債補正」でございます。

まず、国庫補助金の交付を受けまして、消防施設整備事業といたしまして高規格救急車を購入するもので、その補助裏に対する町債2,610万円を追加するものでございます。

次に、国庫補助金の交付を受けまして、中学校体育館空調設備設置事業で、その補助裏に対する町債1,090万円を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、92ページ及び93ページは総括となっておりますので、94ページの歳入の補正から説明をさせていただきます。

まず、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金ですが、予防接種台帳システム改修補助金で144万8千円の追加でございます。新型インフルエンザ予防接種情報の管理及び副本登録、ロタウイルス予防接種情報の副本登録等によるもので、補助率は3分の2でございます。次に、子育て世帯給付金システム導入事業補助金で284万5千円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の二人親の子育て世帯に対し5万円を支給するためのシステム改修費で、補助率は10分の10でございます。

次に、(目) 民生費国庫補助金ですが、保育対策総合支援事業費補助金で45万円の追加でございます。認可外保育施設においても新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。次に、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で1,230万円の追加でございます。先ほどの子育て世帯給付金システム導入事業で説明をいたしました低所得者の二人親の子育て世帯に5万円を支給するもので、補助率につきましては10分の10でございます。

次に、(目) 消防費国庫補助金ですが、緊急消防援助隊設備整備費補助金で1,381万7千円の追加であります。高規格救急車の買換えに伴うものであります。

次に、(目) 教育費国庫補助金ですが、大規模改造事業費補助金で740万6千円の追加でございます。中学校の体育館の空調設備に伴うものであります。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費府補助金でございます。母子家庭等対策総合支援事業費補助金で45万8千円の追加でございます。こちらは、児童扶養手当の受給者や低所得者のひとり親家庭の子育て世帯に5万円を支給する事務に関する補助金でござ

ございます。

次に、（款）繰越金、（項）繰越金、（目）繰越金で767万4千円の追加であります。今回の補正予算で不足する財源を補填するもので、前年度からの繰越金を計上させていただくものでございます。

次に、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入でコミュニティ助成金として200万円の追加でございます。これにつきましては、中村校区自主防災組織が整備する防災資機材の購入費に対する助成金で、一般財団法人自治総合センターから町に交付され、町から自主防災組織に交付するものであります。

次に、（款）町債、（項）町債、（目）消防債で2,610万円は、高規格救急車の購入事業に充当するものであります。

（目）教育債で1,090万円は、中学校の体育館空調設備整備事業に充当するものであります。

次に、96ページ、歳出でございます。

まず、（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費で501万9千円の追加ですが、委託料の説明欄の予防接種台帳システム改修委託料で217万4千円の追加であります。新型インフルエンザ予防接種情報の管理及び副本登録とロタウイルス予防接種情報の副本登録などのシステム改修費であります。子育て世帯給付金システム導入委託料で284万5千円の追加であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の二人親子育て世帯に対し5万円を支給するシステム改修費であります。

（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）社会福祉総務費については、財源更正であります。

（項）児童福祉費、（目）児童福祉総務費で90万円の追加であります。（節）の備品購入費で30万円ですけれども、こちらにつきましては、町で実施している一時預かりほけっとルームに新型コロナウイルス感染症防止用の備品を購入するものであります。（節）の負担金補助及び交付金の60万円ですが、町内にあります認可外保育施設の2施設に新型コロナウイルス感染症防止用の備品購入費などに1施設30万円を補助するものであります。

（目）児童措置費で1,260万円の追加ですが、（節）需用費、（節）役務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者のひとり親及び二人親の子育て世帯に対し5万円を支給するに当たり、必要な事務費を計上しております。（節）の負担金補助及び交付金で1,200万円の追加につきましては、低所得者の二人親に対し5万円

を支給するものであります。二人親については河南町が執行いたしますが、低所得者のひとり親に関しては大阪府が直接執行するため補助金を計上しておりませんが、受付事務など町が行うため、必要な事務費は計上しております。

めくっていただきまして、(款) 消防費、(項) 消防費、(目) 消防施設費で4,287万9千円の追加でございます。河南分署に配備している救急車につきましては、平成24年度の購入から8年が経過、走行距離も15万kmを超えており、富田林市の車両更新整備計画により高規格救急車を購入するもので、(節) 役務費で自動車リサイクル手数料、自動車損害賠償責任保険料を計上し、(節) 備品購入費で高規格救急車本体の購入費で、(節) 公課費では自動車重量税を計上するものであります。

(目) 災害対策費で200万円の追加でございますが、コミュニティ助成事業補助金で中村校区自主防災組織が整備する防災資機材の購入費に対する助成金であります。

(款) 教育費、(項) 中学校費、(目) 学校建設費で2,200万円の追加でございます。中学校の体育館の空調設備に必要な経費で、(節) 委託料といたしまして、施工監理委託料100万円、実施設計委託料として100万円、(節) の工事請負費として2千万円を計上するものであります。令和2年7月に導入いたしました3台の移動式エアコンを、室内機と室外機を活用しつつ新たに5台を購入し、全部で8台のエアコンとして整備し、夏場における熱中症対策を実施するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

幾つか質問があります。

今度、救急車を買うということで、15万km走って8年たったという話を聞いて、もともとの車両は廃車にするという話を聞いたんです。それは売却するというのを検討されたのか。ちょっとググっても分かるように、救急車は割と需要があって、同じようなスペックのものが、もうちょっと古いやつとかが200万円、300万円で取引されているんです。200万円、300万円でも町民の財産なので、売れるんなら売ってほしい。

以前、カナちゃんバスの前のバスを当時の町長が勝手に約束してきて、あげてしまったということもありましたよね。あれも、そのときは分からなかったけれども、今思ったらすごくおかしなことをしていたなと思うんです。そんなことのないように、売れるものは売ってほしいですけども、その考えはありますかというのが一つと、子育て世帯へ給付するというのかコロナの関係でやるという話で、これ自体はもちろん結構なんですけれども、やっぱり給付、生活支援、ばらまきとかだけではなくて、実際にコロナを抑え込むことは何もしていないし、言っていたように、コロナにかかった方への支援というのも河南町は何もしていません。どの方がかかっているのかを知る努力もしてないです。大阪府はもちろん全国で一番情報を出していないので、知りにくいというのは分かるんですけども、生活支援が必要な方はいるんです。自宅療養をしても4日後にしかご飯が届かへん、大阪府からの配食、お弁当みたいなのは4日後にしか届かなかったというのが、大宝の中でもそういう声があります。

もちろん給付するのは結構やけれども、そういう方たちこそお金を使って救済すべきやし、実質的に抑えようと思ったら、ほんまにPCR検査をちゃんとしてほしい。ちゃんとやっている自治体はいっぱいありますよね、泉大津市もやっているし泉佐野市もやっているし。これを言うたら、医師会が反対するんや、嫌がるんやと言っていたけれども、これ医師会は嫌がるらしいですとフェイスブックか何かに書いたら、医師会の人怒って、どういうことですかと私が責められたんです。医師会は多分、表向きには怒っていないんですよ。やろうと思ったらできるんですよ。医師会が怒ろうが何しようが住民の命を守るためなので関係なくやってほしいですけども、どうでしょうか。

2つ。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の救急車の更新につきましては、今の段階では廃車を前提に入札を行う予定でございます。ただ、佐々木議員が仰せのようにそういうことも考えられますので、一度富田林市消防本部にでもご相談に行って、どういう考えをしておられるか聞きに参りたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナウイルスにかかられた方への支援というところでございますけれども、河南町は昨年、コロナの患者さん、かかられた方に対して、保健所で把握されたときに保健所の保健師のほうから毎日健康観察と濃厚接触者の方にもされるということで、初めのアプローチとしまして、保健所のほうから対象になられた方に町のほうから何か対応させていただく支援、物品の配達等も含めて何か支援させていただくことはないかということで、どの方にもお声かけさせていただいています。町が直接お声かけさせていただくことはできませんので、保健所の担当者を通じてお声かけさせていただくようお願いしています。現在のところ、そういった形でさせていただいているものと私たちはお願いしていますので、その中で対応させていただいているような状況です。

現状としましては、河南町のどこのどの方という対象の方の把握はできないです、やはり。保健所のほうから情報が来ませんので。ただ、ご本人がそういう形で希望された場合は言っただいて、ただ、町のほうがその方のご住所、状況を知ることになりますので、それをご理解した上で保健所のほうのお声かけを受けていただいて、その後に保健所のほうから連絡をいただくようなシステムになっております。

また、PCR検査につきましては、先ほども医師会のほうで拒否というか、されないというふうな話ですけれども、その点につきましては、私のほうでは医師会と調整は今のところしていませんので、医師会側がどういうご意見かというところは確認していませんけれども、現状のところはPCR検査は実施の予定はないということです。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

富田林市に救急車を確認するんじゃなくて、普通に中古屋さんに行って相談したらどうですか。だって町の所有物でしょう。何で富田林市に言うんですか。意味が分らないです。

保健所を通して生活支援、困っていることはないかと聞いているという話なんですけれども、多分、人数が多くなってきて、みんながみんな聞いていないと思います。私が聞いた話では本当に何の支援もなかったと。大阪府から辛うじて4日後にお弁当が届いただけやという話なんです。

希望したらやるけれども、生活支援をするけれどもという、もちろんそうですよ、希望しない人に無理やりあげるわけにもいかないんでね。ただ、本当に希望しているかどうかとい

うのは、保健所を通さなくても生活支援、困っていることがあったら、例えば後遺症で何か悩んでいるであるとか自宅療養で困っているであるとか、何かあったらすぐに相談してくださいということをPRしていますか。保健所を通じてしかやっていないですね。これだけ人数が多くなって、保健所もちゃんとそこまでやり切れているか分からない中で、町としてそれを大々的にPRできないんですか。もし万が一コロナにかかっても、自宅療養になっても、生活が困ったら町が助けますということを言ったらもっと使う人がいるかもしれない。実際にすごく困っている声を聞いて、そこのご家庭は私とか近所の人とか、親族もちょっとおった。一家全員がコロナになってしまって、どうしようも立ち行かなくなってしまうという状態やったんです。という中で、希望していたらというのは届いていないです、町はこう言って生活支援をする準備があるということが。

そのあたり、保健所を通してとかじゃなくて、保健所を通さなくても直接その人にピンポイントで言いに行くのは無理でも、何かあったら町がちゃんと生活支援しますということを広報に書けるし、ホームページにも書けるし、防災無線でも言えるし、できますよね。それをやってほしいです。

中古車屋のことも含めて2つ。何で富田林市に相談するの。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急車の下取りの件ですけれども、車の状況もございますし、売却のほうもございまして、一度検討はしてみたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

生活支援につきまして、また健康相談も含めてのところなんですけれども、今後、こういった形で対応できるかということも含めまして、広報、ホームページ等で対応できるかというところも併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

97ページなのですが、消防施設の救急車の購入と中学校のエアコンの購入に関して質問させていただきます。

まず、救急車の購入なんですけれども、救急車の平均的な更新時期、耐用年数というのはどれぐらいなのか、お聞きしたいわけです。それを説明願いたい。

それと、中学校のエアコンなんですけれども、昨年この時期にバズーカ等々を入れられて、ちょうど去年は休校が始まっているということで、夏休みの期間中に休校分を取り戻すということで非常に効果があったというふうにお聞きしています。今回、3台追加ということなんです。それを追加するに当たっての効果はどういうふうなものを期待されているのか、お聞きしたい。

以上2点、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急車の耐用年数というご質問やったと思うんですけれども、富田林市のほうで消防車両の整備計画、年次計画というのをつくっておられまして、その中で、富田林市の消防車両の整備計画では概ね8年または走行距離が15万km以上ということで、それ以上になりましたら更新するというので整備されております。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

中学校へのエアコンの導入効果をどういうふうに考えているのかということでございました。

現状、3台導入しておりまして、今回5台新たに導入して、設置型として中学校の体育館のフロア全体を考えた対策を講じようと思っております。特にやはり夏季、夏場における授業、それからクラブ活動、そういったところの熱中症対策に効果があるというふうを考えているところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、救急車の件なんですけれども、一般的に車両本体だけ捉えたら550万円から1,100万

円程度と言われているんですよ。それに高規格でいろんな医療機器の関係の備品、資機材を入れたら4千万円近く、高額になるというふうにお聞きをしているんですけども、更新される車両にはどういった機能を持った機器材をされるのか。

今、コロナ対策で、非常に隊員そのものに感染の拡大というか、感染のためのキャスターであるとかいろんなものが、防止策を施したストレッチャーとかそういうのができているみたいなんですけれども、そういったコロナ以外にもいろんな感染対策を施したストレッチャーが開発されているんです。そういったものも今回の高規格の中に取り入れた形の車両にされるのか。予算を見たら4千万円近くになっていますので、車両だけ見たら。それだけの設備をされるということはそういう可能性があるんですが、どういったものを考えてはるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、クーラーの熱中症対策ということで期待されるということなんですけれども、今回の導入によってクラブとかそういった授業、例えばの話、高槻でこの前、運動中にマスクして倒れて、それが原因かどうか分かりませんが亡くなったという悲惨な事故とか、ありましたね。そういう事前の予備的な指針を今出されているのかどうか。クーラーを設置するに当たってどれぐらいの室内温度、湿度もそうなんだけれども、になったらスイッチオンにするんやというような規定はされているのかどうか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、救急車の内容でございますけれども、通常の救急車両に高度救命処置資機材、それを加えまして、また、新型コロナウイルス感染のリスクを負う人数を最小限にするための自動心臓マッサージ器、それとオゾン発生器などを新たに導入することとしております。また、2町1村、地域の特性がございまして、それを考慮した山岳救助用の資機材も装備するという形になっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

体育の授業における先ほどのマスクの件でございますけれども、一定国の指針等もございまして、2 m離れる体育授業であればマスクをしなくていいので、そういった指針は学校の

ほうに共有してございます。

そして、クーラーのほうでございませけれども、温度と湿度の相関図がございまして、それに一定基づいて熱中症対策のイエロー信号、レッド信号がありますので、そういったことを基に学校とは共有してございます。ただ、やはり状況によってその中の対応は個々に行っていきたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

先ほど佐々木議員も質問されたんですけれども、現行使われているやつを処分されるということで富田林市にお伺いをかけるって、こんなのとんでもない話や。うちが主体的にどうするんかと。うちの所有物なわけやから、主体的にどうするんやと考えるべきやというふうに僕は思いますわ。

その中で、公募なりネットで必要な医療機関、病院でも、8年15万kmというのはエンジンのには一番調子のいい時期なんですよ。運転手とかをやってはる人はトラックでも一番調子のいい時期なんですよ。新車よりもこれぐらい走っていたほうがエンジンのいい状況なんですよ。僕も昔、運転手をやっていたので経験的には言うんですけれども、そんな価値あるものを簡単に処分するよりも、逆に言うたら、医療関係とかいろんな自治体でも予算が少なくて救急車が欲しくても買えないとか、そういったところに寄附というか、そういう形でやるとか、僕は主体的に、更新については否定はしませんけれども、こういう価値あるものを必要なところに寄附なりという形でやるべきじゃないかなというふうに思うんです。河南町が主体的になるべきやというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の救急車の更新の件ですけれども、現在8年と5か月が過ぎておりまして、大体走行距離も19万kmになっております。

（「15万言うとったやん」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（辻本幸司）

いや、先ほどは更新の基準でございまして、現在の走行距離は19万km。納入時期が来年の年度末ぐらいになると思いますので、その頃には9年をもう過ぎておりまして、走行距離も

20万kmを超えていると考えられます。

そこで、車の調子についても現在故障になったりしておりまして、また、救急車には特殊な機材も積んでおります。そういう機材を一般的にインターネット等で売れるかどうかということもございますので、その辺はちょっと私のほうでも勉強させていただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

高田議員。

○1番（高田伸也）

今、救急車のお話がありましたけれども、それに付随する形で、恐らく旧の救急車において富田林市との連携が要するという話の中には、以前の富田林市・河南町広域消防運営計画、これは平成26年度につくられた、ちょっと古いですがけれども、ここの財産の取扱いというところを見ていましたら、新しく車両については、河南町が取得及び所有し無償で富田林市に貸与するという記載があります。ということは、購入するのは河南町ですが無償で富田林市のほうに貸し出す、貸与するということから、独断ではそれができないということかなというふうに思います。

一方、はしご車とか工作車等の消防車については人口割で各地域で負担をしているというようなことも聞いております。これが正しければ、救急車自体もエリアごとに動いておりますし、河南町だけで全て賄っているわけではなくて、ほかの地域へも出動しておることから考えますと、当然、救急車も人口割にすべきかなというふうに考えます。急に今回購入したものを人口割ということはできないかも分かりませんが、次の購入に向けてこのあたりも内容を改正すべきかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急車やその他の負担金も含めた割合のことで言うておられると思うんですけども、これは河南町と富田林市消防事務の委託に関する規約附属協定書及び富田林市・河南町広域消防運営計画によりまして、その段階でいろいろと決められたことが、今、高田議員がおっしゃられたことだと思います。ただ、そのときに決まって今まで運営してきておりますので、

今の段階ではこの線で行きたいと考えております。

またいろいろと消防の広域化が進みましたら、そのときにはまた違った積算の方法も考えられると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

私はそのとおりだというふうに思いますし、今すぐに変えるのは難しいというのは重々承知していますが、どこかで言わないと多分このままずるずると流れ、この内容については踏襲するということになるかと思しますので、是非広域化のときに議論に上げていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

福田議員。

○9番（福田太郎）

それでは、タブレットの6ページ、ほかの議員さんも尋ねておられますが、令和3年度の一般会計の補正の2号において、歳入で国庫補助金で緊急消防援助隊の設備事業補助金が1,381万7千円計上され、また町債においては消防施設整備事業として2,610万円を組まれております。そうした中で、今後、全体の救急車導入事業におけるの装備購入費用4,879万円の車両も含んで計上されていますが、このような高規格救急車の購入において、市町村の事情に応じて独自の仕様の高規格救急車の製作をされることも少なくない状況の下で、このたび購入される高規格救急車においては大変大事な事柄でありますので、どのような整備を考えて購入されるのかお聞かせください。また、先ほどもあった現在の救急車を廃棄されると思うんでありますが、その処分の方法も併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほどの佐々木議員と力武議員の質問にもあったと思うんですけども、まず1点目、どのような車種、装備された救急車を買われるのかということです。救急車につきましては、

現在、富田林市消防本部で運用されている車の最新モデルを基本としました救急車両に、先ほど言いましたように高度救命処置資機材に加えて、新型コロナウイルス感染のリスクを負う人数を最小限にするための自動心臓マッサージ器やオゾン発生器などを新たに加え、それに河南町の地域性を考慮した山岳救助用資機材を装備した救急車を導入する予定でございます。

また、現有の救急車の処分の件ですけれども、今回、廃車を前提に入札にかけるとは予定でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま導入に対しての考え方等を述べていただきました。富田林市との事務委託内容も承知の上でお聞きするのですが、今回購入する高規格救急車の費用を一部富田林市にご負担願うような協議ができないかお尋ねします、まず。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほども説明がありましたけれども、この車両につきましては、富田林市・河南町広域消防運営計画の中で、救急車の車両等につきましては河南町が取得及び所有し、無償で富田林市に貸与するという条件になっております。ですので、今回につきましては、そういう今のところ考えはございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

今おっしゃるとおりですけれども、そこらを含めて、そういうことを富田林市消防本部も含めて富田林市に負担願えたら大変幸いだと思えます。今後も、そういうことも含めて協議してもらいようお願いしておきます。

そして、高規格救急車の事柄について何点かお聞かせ願います。

まず、1点目、新しく購入する高規格救急車の価格入札についてお聞かせ願いたい。

そして、2点目、河南町行政としては河南分署へはどのような高規格の車両等の購入をお考えか、お聞かせください。

3点目、このたび河南分署への高規格救急車の購入を踏まえて、河南町行政として毎年富田林市への消防委託料補助金への負担額の減額をしていただくこともこれに併せてこの機会に協議していただきたいが、その点もお聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

福田議員、すみません、今の2点目の高規格自動車というのは救急車でよろしいんですか。

○9番（福田太郎）

はいはい。

○議長（浅岡正広）

救急車です。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

申し訳ございません。1点目の質問は積算と値引きの話ですか。

（「値引きというか入札のね」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（辻本幸司）

入札の方法ということですか。

（「入札の値引きというのか、方法」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の入札につきましては指名競争入札で行います。

それと、救急車の車種ですが、先ほど説明させていただきましたように、富田林市消防本部で現在使用されている車の最新モデルを導入する予定でございます。

委託料の減額の話でございますが、毎年、富田林市消防本部の担当者と次年度の予算要求の際に交渉も含めて説明を受けております。また、今回、こういうお話が議員さんからあったということは私のほうから消防署のほうに伝えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

私のほうも97ページなんですけれども、多くの議員が高規格救急車の質問をされておられたと思うんです。今回も、4,282万3千円とかなり大きな金額になるわけなんです。その中で、以前から私、指摘させていただいていた河南町の救急車の稼働状況、どこに出動しているかということは何回も質問させていただいて、答えもいただいているんですけれども、河南町内に例えば50%、富田林市に40%、4割ぐらいが富田林市のほうに出動しているわけなんです。そう考えたら、先ほど協定書のほうでほかの議員が言うておられましたけれども、運営計画のほうで、車両については河南町が取得及び所有し、無償で富田林市に貸与するというなんですけれども、その前に、財産の取扱いの2項目めということで、富田林市が河南町の消防事務を受託する上で河南町の必要な新規取得財産等の取扱いということが題目なんです。ということは、例えば河南町だけが必要なそういう機材、また救急車であったらそういうことも言えると思うんです。河南町が取得して富田林市に無償で貸与すると河南町の住民のために役立つ。ところが、先ほど申し上げましたように、4割ぐらいが富田林市のほうに河南町の救急車が出動しているわけです。

私も不幸にして救急車に、私の家族ですけれども、お世話になったことがあります。2回とも千早赤阪村から来ていただきました。河南町の救急車はどこへ行っているのかと聞きましたら、富田林市に出動しておりますというように聞きました。そういうことで、お互い協力する上ではそれは大事なことでありますけれども、先ほど言われた運営計画とか規約とかを重要視するんでしたら、この「必要な」というのはどういう意味かと。河南町だけの部分か、それとも共通。

そうやってきたら、次に委託に関する附属協定書というのがあるんです。ここには、消防の施設費ということで、甲及び乙、甲というのは河南町及び乙は富田林市で、共有する消防施設の経費は甲及び乙の人口割によって算出した額と。先ほどほかの議員が言われておりましたけれども、そういうように共用するようなそういうもの、施設については人口割、または私が先ほど申し上げましたように出動回数割とか、そういうことをするのがやっぱり河南町の住民の皆様にとってもプラスになることじゃないかなと思うんですけれども、その辺をお聞きしたいと。

それと、例えば経費の負担方法ですけれども、ただし、乙は、特に必要がある場合は、その経費の一部を負担することができる。富田林市は特に必要であるとき、例えば今言いました河南町に置いてある救急車であったとしても富田林市に4割も行くような、そういうように必要であるような部分については経費の一部を負担することができるというように規約に

も載っております。そう考えておりましたら、この契約というか、この文書の中でも解釈ができるんじゃないかなと思いますので、その1点。

それと、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどコロナ対策のための救急車の設備ということも言われておったんです。例えば今、コロナの関係で減圧というか、救急車の中の空気が外に漏れないようなそういう設備というのはあり得るのかどうか、これも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、最初の質問になると思うんですけども、救急車、これにつきましては、分署を設置する上で救急車が必要かと考えておりますので、それは設置する町村が負担するものだと考えております。ただ、出動につきましては人命救助でございますので、その件につきましては、事件発生場所等から一番近いところにある救急車が出動するという観点から、各町村から近い現場にも出ていっているという実績が出ているものだと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

木矢室長。

○総合政策部危機管理室長（木矢哲也）

先ほど資機材のほうで減圧の部分のお話があったと思うんですけども、今回整備させていただく救急車には、減圧の装置はついておりません。

○議長（浅岡正広）

回数割とかそんな話はあるのか。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今言っておられる回数割といいますのか、出動回数によって比率がございますので、それで負担割合を決められないかということなんですけれども、現在その件につきましては、先ほども何度も説明しておりますように、富田林市と河南町と広域消防の運営計画というのを立てておまして、その中で取り決めておりますので、今の段階ではその方向でいきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

先ほど、今こういう時期におきましてコロナ対策という意味で、考えられるんやったらそういうことも頭の中に入れて、減圧とか空気が外に漏れないようなそういう対策も考えるべきじゃないかということ言うたんです。現実ついていませんというような回答でしたら何ら意味がないと思いますので、その辺ちょっと配慮をお願いします。

そして、先ほどの部長の回答の中で、河南分署に置く救急車においては河南町が責任を持つと。あとは人命救助のために富田林市に行っているというような回答をいただいたと思うんです。そしたら、例えば富田林市消防本部に置いてあるはしご車とかレスキュー車とか、そういうのは富田林市に置いている。ただ、あとは人命救助のために河南町に出でいってもらうこともあり得ると。ですから、富田林市に置いてある車両は富田林市が費用を全額持ったらいいというような理屈も成り立つと思うんですけれども、その辺はどう考えておられるのか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

はしご車とか特殊車両等の車のことを言うておられると思うんですけれども、各消防署に人口割等で設置基準等がございます。それで、はしご車でしたら1台とか救助工作車等でしたら何台要るとか基準が決まっております。それで、1台で賄えるものにつきましては人口割等で割り振るといような積算になっておりますので、それはそれで行っていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、のれんに腕押しということで、言うたところで、これは協定を結んでいただいているんで仕方がない部分があると思うんです。先ほど私が指摘したのは、この協定の中でも解釈によっては変えることができるん違うかなということ言わせていただいたんです。例えば、先ほど言いました河南町が必要という機材については河南町。ただ、河南町の救急車については4割も富田林市に行っていると。そう考えたら富田林市も河南町の救急車が必要じゃないかと。そう考えたら、その辺の割合ということで、先ほど言いましたように、乙は必要と

認める場合はその経費の一部を負担することができるということで規約書にはあるわけです。そやから、今交わしている規約の中でも、解釈によっては河南町にとってプラスになるようなこともできるんじゃないかなと。先ほどほかの議員も言うておられましたけれども、一回決まってしまったことはなかなか変えるのは難しいと思うんですけども、今、決まった規約、また協定書等でもそういう解釈ができるんで、できるだけ今決まったことのあれでもそういうように富田林市に訴えていただきまして、できるだけ河南町の負担割合が少なくなるようにお願いしたいなと思います。これはもう3回目ですし、要望としておきます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ4千万円かけての救急車の話が出ておりますけれども、同じようなあれで、車は8年15万km、もうそれはよく分かります。あとの機材もそれだけしかもたんのかというようなことを是非聞きたい。ネットで官庁関係のあれを出すのもいいですけども、それだけいい装備をしていたら、河南町の診療所ももう閉めて、ない。それやったらそこらの保健室よりすごい設備。これ、ほんまにそういう設備で置いておいたら、ドクターさえ来たらドクターカーになる。そんなものがあったら、そんなの走らんでもええから小学校でも中学校でもこの河南町のところでも、下のガレージも余ってあるんやから、そこへ置いて緊急の場合にはやる。

今、コロナでかかりつけ医が受付するのに入り口が2つも3つもなかったらあかん、また改造しやなあかんとかという問題もいっぱいある。それやったら、今、外でテントをやってやったりしているけれども、それを貸し出してそういう受付の業務もできる。これは何でも使える。

そういう考えの中で、一つの大事な財産を腐っても鯛ですわ。4千万円もするような救急車を不平等条約というんか、富田林市と。それをやって、買えと言われてはいとやうて買うて出動回数6割、そこはいろいろ助け合いでいいんやけれども、救急車の使い道を置いておいて、そんな十分、中で使える、酸素吸入もできる、脈拍も測れる、何でもできるような、そんな要らんかったら俺、持って帰るよってに、10万円欲しかったら10万円持ってくるよ。俺の給料から引いてくれたらええ。是非そういう頭の転換をしてほしい、賢い人ばかり集まっているのに。

言われたとおりにやっつて、何や決まりでどうこうと、そんな問題と違うやん。住民の税金で

4千万の救急車を買って活用する。残りのやつをまた活用しますと。今、中学校の保健室はどないなっておるんや。そんな機械はあるんか、河南町も。是非そういう考えで、駐車場は何ぼでも空いてある、どこでも。そういうことをできんかな、町長、是非。すぐそのまま返事ください、一遍。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急車の再利用をしてはどうかというご質問なんですけれども、いろいろと救急車の資機材につきましては、整備等も医療や救急の資格を持った人が使えるものやと思っておりますし、その辺の今の保存状況が今後どういうふうに使えるか、また手入れ等をどのようにするかも私は今のところ分かっておりませんので、また勉強もしていきたいと思いますが、今のところは廃車する前提で入札するという事を考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

救急車のことでいろいろご意見、ご指摘、ご提言いただいているんです。救急車の中に乗っている資機材、艤装しているんですけれども、先ほど力武議員さんの質問にもありました。大体車両が1千万円、あと艤装が残りというような、そういうような割り振りになっているかと思えます。

一般的に救急車の中に乗っている艤装の設備は大体電気を使ってするものが多いんじゃないかというふうに、使わないものもありますけれども、高価なものは大体電気系統のものが多くというふうに思っています。したがって、8年、10年、電気製品の耐用年数でいくとほぼ終わっていて、それを救急車で医療というんですか、救急業務の中で使うのには、やはり年数がたって更新する必要があるということで、全部を更新する必要があると私は考えています。それを他に転用するというものについては、やはり救急車の中に乗っておりますので、なかなか転用の方法、その他設備も当然ながらバッテリーで動くということですので、その辺の対応も全然違いますので、どこまでできるかというのはまだ私も全然考えはないという状況です。

ただ、当然ながら財産として単に処分するだけではなくて、いろんな活用の方法もしくは

売却処分の方法を当然検討する必要があると考えております。ただ、やっぱり機器そのものは8年たつと一昔前のものになっているというのはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

8年たつてもう使えないというようなことを言うんやったら、何やおかしな、そこらの病院で8年使うて、皆替えているような気もせんし、そこら、車のバッテリーで使われへんかったら、それよりちゃんとした安定したインバーターというのがあるんやから、それは車から外してインバーターをつないでやったほうが安定電力でちゃんと使える、それは常識な話やからね。そういう使い道を、診療所代わり、保健室代わりに使う。それを使える人が使うときに用立てたらいいだけの話で、使われへんものを使えと言うてない。そういうことも考えてほしい、ただ処分処分と言うんやったら。

次に、中学校の空調設備、前に3台あった移動式、その移動式を買うときには災害でも使える、移動式やから何でも使えるというようなことになった。次は固定式で5台つける、そうしてちゃんとしたものを造るというようなことを今説明したけれども、3台を買うときには災害にも活用できます、そういう説明をがんがんしておいて、災害があった場合はどないするんやと。そんなの移動式やというて体育館の中で移動できると、そんな子供みみたいな説明で乗り切ろうというのがおかしな話や。それやったら固定式をやめて、皆5台移動式にして、値段を何ぼ買うんか分からんけれども、その都度その都度で予算の金額を見て、やれ移動式や、やれ固定や、振り分けて合計8台、そういうやり方はおかしい。もっと先を見据えて考えていくのが自治体の役目や。

その場しのぎで3台購入して、合計8台と計算したら固定式5台やと。これをつけます、そういうことをするのがおかしいと。これ、5台、10台でもええわ。それやったら全部の施設に災害のときに持ち運びできるというて購入したほうがええ。これ、どういう考えから5台を計算したの。お答えください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員仰せの導入時のお話もございました。当時、学校の体育館は避難所にもなっており

ますので、そういったことにも活用できるというふうな説明をして、移動式ということを少し強調した説明になってしまったというふうに記憶してございます。

そして、今回の内訳でございますけれども、おおよそ中学校の体育館の必要フロア面積約1,000㎡ということで、そちらに対応すべく100㎡から200㎡に1台の設置型というメーカー推奨がありましたので、今回、そこらを勘案しましておおよそ8台というふうに合計を出したところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今までずっと見てきたら、空調設備に関して、庁舎内でもそうや。これは何かいうシステムを誰かインターネットで探してやったというのがあるけれども、金が余ってきたらこれは空調設備に回せというような感じでしか思われへん。ぷくぷくドームでもそうや。もっとちゃんと考えて整備にかかってほしい。いつもいつも空調整備に関しての説明は後づけや。もともとずっと言うたら、俺は覚えているけれども自分らは覚えてない、言うたほうが。空調設備とは何やと言うてる。予算が余ったやつを放り込む事業か。違うやろう。そういうことをやるよっておかしいんや、何㎡やから何やからと言うて。

これからも空調設備に関してはもっと事前に調べてちゃんと報告して、そこからこういうあれを出してほしい。唐突に出して、ああまた空調設備かと、余ったお金をまた放り込めたなど、そう思わさんように、それで説明したら自分が説明したことも忘れてる。そういうことのないようにやってほしい。できるか、ほかもそうやけど。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今回、中学校に空調設備を導入するわけですがけれども、前年度に移動式のクーラーを入れたのはコロナの対策の、当然夏休みも短くなるということで緊急避難的に入れるという方向性を出したわけです。これはあくまで緊急避難的な対応というふうに考えております。

その際にも教育委員会のほうで導入する機器の選定に当たっていろいろ検討していただきまして、その中で、メーカー名を言うとあれですがけれども、バズーカというそういう製品を中学校の体育館に3台入れましょうかと、各小学校に2台ずつ入れましょうという、そういうような方向性を出していただきました。

そのときには、当然ながら移動式なので室外機と室内機が一体となったものを体育館の中に入れる。その状況であれば空気そのものの温度調整というのはなかなか難しいというような、そういうようなご報告はありました。その時点でも、入れる段階から空調機の室内機と室外機を分離できるということを前々から聞いておりましたので、当然ながら将来にわたってそれを分離して設置型のものを造ることは可能であると。それを見越してそれを入れるというふうな教育委員会の判断もあったので、私もそれでいくと。

今回、去年買いました3台を分割して設置すると。設置で足りないので、あと5台を新しくつけると、こういうような計画にしておりますので、今説明が十分できていなかったかと思うんですけども、全体として中学校の体育館そのものも避難所の指定があります。コロナ禍において、災害が起こった場合に避難所の開設をする必要性が出てきます。密を避けるという意味では、避難所の数がどこまで必要なのか、それと整備をしました室内を分離するようなテントの設置をすると当然ながら密を避けることはできるんですが、収容人数が少なくなるというのが必然的に起こってまいります。その場合には施設そのものの開放を広げていくと。その場合には当然中学校の体育館も活用していく必要があるので、今回、その点も踏まえて新しい5台を追加して、それを設置することによって温度調整も可能になるんじゃないかと、こういうふうな形での計画を進めておる。その中で、国の補助金等の活用も踏まえて今回提案させていただいたということでございます。

順次、小・中学校の屋内運動場にはエアコンの整備を考えていくというような考えで進めておりますので、今回は中学校をまずはやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

先ほど来から救急車のいろんな議論がなされてきているわけですが、今更新するというのは、富田林市の更新計画に基づくというふうにご説明いただきました。ということは富田林市として、富田林市消防として更新する基本的な考え方というのがあるというふうに思うんですが、それを教えていただきたいんです。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

更新の計画なんですけれども、火災や救急、救助等各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、一定の年数を経過した車両について計画的に更新するとともに、社会情勢及び災害事象等の変化に合わせた消防、救急車両の状況を更新することにより、消防力の充実化を図り、住民の安全確保に努めることを目的として計画書を立てておられています。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは、河南町もどんどん高齢化が進んできて、中山間のほうでやっぱり救急需要というのはこれからも増してくるというふうに思うんですが、今ご説明いただきました更新時期と耐用年数、8年で15万km以上の走行というふうなことが言われたんです。現在使っている救急車、これは何か運用上これまで支障はなかったのかどうかということも確認させていただきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほど説明しましたように、現在の救急車両につきましては8年と5か月が経過しております。それで、走行距離につきましては19万kmでございます。昨年度までは案外救急車の調子もよく運行していたんでございますが、今年に入りまして何回か大きな故障が発生しました。それによりまして、今回補助金がつくこともございましたので、この補正予算に計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

調べてみましたら、千早赤阪村が令和元年に落札した金額が税込みで4,092万円というふうに示されておりました。今回、救急車の費用をどのようにして積算されるのかというふうなことと、入札に参加している業者からある程度見積りなんかは取られるのかどうかということを最後に教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急車の更新予定の年の前年度に富田林市消防本部内におきましてプロジェクトチームが立ち上げられます。そのプロジェクトチームが、富田林市消防本部の救急車の基本となる指標をベースに、各地域の特性に応じた救急車の仕様を検討します。プロジェクトチームでは、作成された仕様書や積算金額等を本町に資料として頂きまして、今回の仕様書を積算としております。よって、入札に参加するような業者からは見積り等は取っておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第9 請願第1号 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

力武議員。

○5番（力武 清）（登壇）

それでは、請願第1号、タブレットをお開きいただきたいと思います。

請願第1号

隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す

請願書

請願者

福田 義夫、福田 みさよ

河南町大字白木1181番地の4

紹介議員 河南町議会議員 力 武 清

令和3年6月1日提出

次のページをお願いします。

同じ中身なんです、本文をもって趣旨説明させていただきます。

隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書

平成10年頃、自宅隣の田んぼだった所が鉄筋を切断して加工する作業場になり、大きなクレーンが動き、大型トラックも毎日入ってきて鉄筋の積み下ろしをするようになりました。その金属音に苦しんでいます。

長年ずっと我慢してきましたが、4年前から眠れなくなり頭痛がして金属音が耳に残って取れず耳鳴りもするようになってきました。かかりつけ医より心療内科をすすめられ今も受診しています。

古い家なので壁一枚で窓を閉め切ってもその音は家の中に入ってきます。キーンという金属音が嫌で、庭や裏の畑に出るのも苦痛です。動悸がしたりしてしんどいので、仕方なく音から離れるために、心療内科医の助言で1年半ほど前から家を借りて昼間避難しています。（\*添付資料あり、診断書及び家賃等）

隣家が作業の音で困っているので、作業場に声を掛けてほしいと貸主さんにも行きましたが、取り合っただけませんでした。

長年住み慣れた（昭和27年1月先代の福田三郎が現在の住所に新築）先祖からの家がありながら、その自分の家でゆっくりできず、こんな生活を送っていることを何も分かってもらえないのが一番辛いです。

普通に平穩に生活したいと切に願っています。

(請願項目)

1. 隣接する場所での鉄筋加工作業が騒音があるにもかかわらず、操業許可されていることに納得がいきません。現実に引越しをした人もあり、健康被害も受けています。役場には、作業の音量を測るだけでなく、再度指導をしてもらいたい。
2. 作業内容から発生する金属音の衝撃を無くす装置等を整備してもらいたい。

ということであります。

次のページに参考で本人の承諾の下、診断書を提出していただいております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

自席へお戻りください。

提案理由の説明が終わりました。

この請願書の審査について、先日5月26日に開催しました議会運営委員会の審議結果のとおり、総務建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、請願第1号の審査を総務建設常任委員会へ付託します。

ただいま総務建設常任委員会に付託いたしました。

請願書の審査につきましては、明日6月2日午前10時から委員会を開催されますので、正副委員長及び各委員におかれましてはよろしくお願いしておきます。

ここで暫時休憩します。

休 憩（午後2時32分）

~~~~~

再 開（午後3時30分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 大阪広域水道企業団議会議員の選出についてを議題とします。

お諮りします。

選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

大阪広域水道企業団議会議員に私、浅岡正広を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、私、浅岡正広を大阪広域水道企業団議会議員に選出することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、6月15日午前10時に開きます。

また、繰り返しになりますが、本日総務建設常任委員会に付託しました請願書の審査が明日2日の午前10時から開催されますので、各委員におかれましてはよろしく審査のほどお願い申し上げます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時31分散会

~~~~~

令和3年 6月15日(火)

# 令和3年河南町議会6月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和3年6月15日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

|     |     |    |    |    |    |
|-----|-----|----|----|----|----|
| 1番  | 高田  | 伸也 | 2番 | 松本 | 四郎 |
| 3番  | 河合  | 秀紀 | 4番 | 大門 | 晶子 |
| 6番  | 佐々木 | 希絵 | 7番 | 廣谷 | 武  |
| 8番  | 浅岡  | 正広 | 9番 | 福田 | 太郎 |
| 10番 | 中川  | 博  |    |    |    |

欠席議員 （1名）

5番 力武 清

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 地方創生特命理事                 | 玉川 | 英資 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 住民部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡 辺 恵 子  
和 田 信 一  
中 筋 美 枝  
藤 木 幹 史  
大 門 晃  
池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩 根 有津佐

教 ・ 育 部 長  
教 ・ 育 部 教 育 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長  
教 ・ 育 部 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

湊 浩  
中 海 幹 男  
田 中 啓 之  
森 弘 樹  
梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
課 長 補 佐

大 矢 年 謙  
門 林 純 司

会議録署名議員

5 番 力 武 清

6 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

令和3年河南町議会6月定例会議

令和3年6月15日（火）午前10時開議

議事日程（第2号）

|      |        |            |           |
|------|--------|------------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....      | 78        |
|      | (個人質問) |            |           |
|      | 6番     | 佐々木 希 絵 議員 | ..... 78  |
|      | 7番     | 廣 谷 武 議員   | ..... 95  |
|      | 10番    | 中 川 博 議員   | ..... 111 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。力武議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットへ送信しております。

日程第1 一般質問を行います。

なお、5月26日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席から答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ30分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問の項目1項目につき質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了承願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、これより個人質問を行います。

質問者は、佐々木議員、廣谷議員、中川議員、以上の順で発言を許します。

最初に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵から質問させていただきます。

今日は4つの事項に沿って質問していきますので、的確な答弁をよろしく願います。

まず、1つ目の気候非常事態宣言についてです。

気候非常事態宣言の背景を少しお話しさせていただきますと、2015年に159か国が参加したパリ協定が締結されました。その内容は、地球の平均気温を産業革命前と比べて2℃以下を目指すということとして、1.5℃に抑える努力を追求することとしています。また、目標達成のためには温室効果ガスを2030年までに2013年度比で45%減、2050年までに実質ゼロにする必要があるとしています。

パリ協定に批准した日本は、昨年、2030年までに2013年度比で26%減の目標と実行計画を発表しました。パリ協定自体が45%減じゃないと達成できないということなので、この26%削減という計画目標が生ぬるいとして、国内外から厳しい批判の声が上がりました。その批判を受けてなのか分からないんですけども、今年の4月22日には菅総理が2030年度の温室効果ガス削減目標を46%とするということを表明しました。具体的な実行計画はまだできていないです。

国際的に今取り組まれているという背景が後押しとなりまして、大阪府下でも次々と目標と実行計画が出ています。大阪府では今年3月に、2030年に40%、2050年に実質ゼロの削減目標と7つの項目から成る実行計画が出ています。また大阪市でも、2030年度までに30%、2050年度までに実質ゼロを掲げて実行計画が出ています。ほかにも、大阪府下では熊取町や泉大津市などでも2050年度までに実質ゼロを掲げて宣言が出ています。

さて、河南町の状況はといいますと、環境省のデータで2013年の温室効果ガスの排出量は8万7,000t、その後2014年、2015年は9万tを超えていましたが、2018年は7万3,000tになっており、若干の減少傾向が見られます。2018年以降のことがまだデータで出ていなかったのだから分からないんですけども、データだけ見るとちょっとだけ減っているのかなという状況なんです。

とはいえ、パリ協定の目標を達成しようと思えば2030年度には4万8,000tにまで減少させる必要があるということを課題と捉えて、昨年の3月、河南町議会で、町に対して気候非常事態宣言を行うように求める決議を全会一致で可決させました。議会の決議というのは大変重いものなんですけれども、その決議を受けて現在はどのように取り組んでいただいているのか、その現状と今まで取り組んできたことの効果も併せてお尋ねします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和2年3月10日に河南町議会におきまして決議されました気候非常事態宣言に関する決

議書の中で、3つの項目がございました。1つは気候危機が迫っている実態を住民に広く知らせること、2つ目は温室効果ガスの排出実質ゼロ、これを達成する目標とし、目標達成に必要な施策を立案、実行する、3つ目は各行政機関、関係諸団体、住民等と連携した取組を推進する、この3項目でございます。

これに対しまして本町の取組でございますが、1つ目の気候危機の状況につきましては、町のホームページで河南町地球温暖化対策実行計画における取組の掲載や気候変動に関するハンドブックの配布、広報による啓発を行い、昨年度には、令和2年度版の環境白書で気候危機という言葉が使われたことを、啓発物の配布を行うことでお知らせしております。

2つ目の施策といたしまして、町が率先して平成20年にエコアクション21を取得し、役場や学校、公共施設における省エネ化や、住民や事業者に対する地球温暖化対策の取組の促進をしてきました。また、各家庭において自然エネルギーを活用する住宅用太陽光発電の整備補助、道路照明や防犯灯のLED化、ESCO事業を活用した設備の省エネ改修等の取組も行っていました。

3つ目の住民との連携につきましては、地球温暖化問題に積極的に取り組むため、地球温暖化防止活動推進員、通称かなん環境マイスターというボランティア団体を組織し、自然観察会や環境関連施設の見学会等を実施するなど、地球温暖化防止対策の活動を行っていました。

次に、効果でございますが、第3次河南町地球温暖化対策実行計画は平成27年度から令和2年度までの計画で、令和2年度の温室効果ガス排出量を平成26年度に比べ6%削減することを目標とし、令和2年度につきましては、まだ結果が出ておりませんが、令和元年度でいいますと10.5%の削減となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

昨年の決議自体が、主には宣言を出してほしいというものなんです。今、決議で2番目に宣言してほしいということ掲げたことへの対応として、ソーラーパネルの補助事業であるとかLEDなどをしているという話なんですけれども、それは話がすり替わっていませんか。宣言を出してほしい、宣言を出してそのとおり実行計画を出して、それに沿ってアクションをしてほしいということを議会で全会一致でやっているはずなんです。それが、1年たって

いるんですけれども、できるのかできないのか。ほかの自治体がどんどん進んでいるのに、なぜ河南町ができないのかというところが不思議です。それも教えてください。

宣言を出して目標を多く、殊に、世界的な流れで見たらだんだんそうになっていますし、それを出さざるを得ない状況になると思うんですけれども、今、パリ協定では2030年度までに45%削減をしないと実行できないと言っているんです。クライメート・アクション・トラッカーか、何か世界中のそういう研究機関が集まって共同研究をしているというところでは、45%では全然足りない、62%削減しないと達成できないんだということを言っている団体があるんです。今、国が45%で大阪市は30%となっているんですけれども、果たして、例えば河南町はよくそういう府の動き、国の動きに連動してと言うので、そういうあたりの目標を立てるとしたらそのあたりが出てくるのかなと思うんですけれども、本当にそれで足りるのかなという気がしています。

河南町は、今でも毎年台風が本当に巨大化していて、ゲリラ豪雨とか今まで見たことのないような天気がある中で、おうちの裏が崩れて家を覆われたという方が実際にもう出てきていますよね。宣言を何でつくれないのか分からないんですけれども、それを答えてほしいのと、宣言をつくるときに国とか府とかと連動してこれをしますとかじゃなくて、もちろん連動しないといけないところは連動したらいいんですけれども、じゃなくて、今実際に河南町で起こっていることと、住民さんで家を追われた方がいらっしゃるとか、そういう状況をしっかりと見てやってほしいと思います。

9年近く前に私は気候とかそういう環境問題のことを言って議員になった経緯があって、河南町での庁舎とか町が排出しているCO<sub>2</sub>の温室効果ガスの量というのはいつも皆さん答えてくれるけれども、そうじゃなくて町全体のがいつもあるはずやというのを言っていて、環境省に実際あったんですけれども、それをなかなか町で把握してこなかったというのも、全体的に話を進める上ではすごく大事な指標となるし、安井部長の三代ぐらい前の部長のときに、それはそういう数値を使って目標を立てていかないといけないということも言ってくれていたんです。ですが、今5年以上たってもそれができていない。そこにどういう理由があるのかとかどう取り組んでいってくれるのか、町全体の数字というのも環境省で見られるようになったので、それを参考にどうしていくのかというのも併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今、宣言のお話が出ましたが、宣言につきましては、決してしないということではございません。これにつきましては、宣言につきましては気候危機であるという宣言に加えまして、最近では各自治体のほうから2050年に排出量ゼロということで宣言されることの自治体もございます。その辺につきましては、今後、その辺の目標ということで宣言のほうは考えていかないかんと考えております。

あと、質問の中で計画についてちょっと触れられて、今後どういうふうに計画というところもございましたので、本町の実行計画というのは地球温暖化対策の実施計画でつくってございます。これにつきましては町の事業に関する計画となつてございまして、5年ごとに温室効果ガスの目標値を定めて、それに乗って取り組んでいっているわけなんですけれども、河南町全体を対象としました広域施策編というのがまた別にございまして、これは河南町の事務事業だけではなく、河南町全体の計画を立てるものでございます。この計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして都道府県とか政令都市、中核市につきましては策定する必要があるということでございますが、一般町村につきましては努力義務となつてございまして、本町はまだ策定してございません。

本町としましては、これまでの取組、これらの取組を引き続いて推進していくとともに、本町が取り入れることが可能な取組につきましては、大阪府や住民と連携した地球温暖化対策を検討しながら進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

多分、宣言に関しては前向きに取り組んでくれるんやと思います。

これに関して、若年世代の方が本当に、グretaさんを代表するようにすごく危機感を募らせているんです。私の世代でももしかしたら逃げ切れる世代かもしれへんけれども、私より年上の方ばかりなので、皆さん多分逃げ切れると思うんです。でも、取り返しのつかないような環境を子供とか孫とかの世代に残すんじゃないくて、逃げ切れるからいいわじゃなくて、本当に力を入れてやってほしいです。

河南町の自然というのを求めて、このテレワークの時代、どんどん移住されている方もいらっしゃるの、国が言っているから、府がやっているから、世界的にやっているから何となくやったらいいわとかいうんじゃないくて本当に力を入れて、河南町は自然も全然危険やと

なったら本当に住む人はいなくなりますよ。ということを念頭に置いてやってほしいです。

次に、コンプライアンスについての話にいきます。

ご存じのように、今年の2月に利害関係者から接待を受けたとして総務省の幹部11人が処分されました。行政の公平性がゆがめられているのではないかとの疑念を持たれる行為は国家公務員倫理法、また国家公務員倫理規程によって禁止されていますが、この方たちが国会で答弁したことというのは、この規程を念頭に置いて、それに当てはまるような答弁をしていたんですね、虚偽答弁を。という意味で本当に悪質やったなと思っています。

全国の自治体でも職員倫理条例というのを制定しまして、行政の公平性確保に努めています。河南町でも、もちろん職員倫理条例、職員倫理規程というのがございます。その中身は十分に遵守されているのか。見たら、最後に改定があったのが平成19年とか結構古かったんですよね。結構古かったので、見直されていない条例、規程に過不足がないのかということと、時代に即した中身になっているのか、形骸化していないかという観点で質問していくんです。

まず、この条例と規則を制定した狙いと運用状況、これまでに報告されている条例や規則に反した行為と中身と、町はそれに対してどう対応したのか、利害関係者と接触した報告などを聞きたいです。

条例第11条には、条例や規則に違反する行為を取った疑いがあると思料するときに調査を行う義務というのを規定しているんです。その行為というのは具体的にどういふときなのか聞きたい。この条例は議員以外の特別職にも適用されているんですけれども、特別職が着任したときにこの条例とか規定について指導されているのか、併せてお答えください。

最後、疑問なんですけれども、国は、先ほど言ったように、このときに言っていたのが利害関係者との飲食は実費で5千円までというような金額の上限が設けられているんです。河南町はそれが設けられていない。その理由がもしあったら教えてほしいです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

本町におきましては、職務の執行の公正さに対する住民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する町民の信頼を確保するため、平成17年10月に河南町職員倫理条例及び河南町職員倫理規則を制定し、その運用に努めております。

条例におきましては、主に職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、事業者等から贈与を受

けた場合の任命権者に対する贈与報告書の提出義務などを定めております。

次に、職員倫理規則におきましては、主に職員が利害関係者から贈与等を受けることや接待を受けること、飲食を共にすることなどに関しては、制限事項をはじめ、職員の利害関係者との接触その他住民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関して定めております。

そして、職員が条例または規則に違反する行為を行った場合には厳正に対処することとなっており、これらに違反する行為であったことを理由として懲戒処分を行った場合には、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要を公表することができることとなっております。

今、議員さんのほうで職務の公平性がゆがめられたといったような事案については、この間、特段ございませんでした。それから、11条に調査、そういった内容があった場合ということとはどのような調査をするのかということにつきましては、もしそういった申出がございましたら、その事業者等の受注実績とかいろんな部分に関して不自然なものがないとか、そういった内容を確認した上で対応していくという形になってくると思っております。

飲食に関して、5千円の制限を設けていないということなんですけれども、基本的には自費で飲食を共にする場合についても許可を必要としておりまして、5千円の自費の負担以外の部分で参加しているケースもございますけれども、特にそこに上限はございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

答弁漏れがあったんですけれども、特別職が着任したときにどうやって指導されているのかということと、聞いたのが、違反をする行為を行った疑いがあると考えられるときに調査を行う義務なんです。違反をしたと疑う行為があるときにどういふときなのか、内部告発とかで大体なるんかなと思うんですけれども、もしかしてそこがはっきりしていないから何も事案がなかったと言えるのかもしれないですね。と思って、これを質問するに当たってほかの市町村のことも調べたんですけれども、こういう例えば業者から何か特定の行為を強要されたとか、そういう事例があったらホームページで全て公開しているとか、1年間の分。とかもあって、なのでその疑いがあるときということ自体の定義をはっきりさせないことには、なかなかこの条例も形骸化してしまうんじゃないかと思うんですけれども、その2つ、答弁漏れをお願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

すみません。特別職のほうに関しましても職員倫理条例の対象となっております。特別職というと、地公法第3条の自治振興委員であったり消防団であったり、そういった方も対象となりますので、そういった方々についても職員倫理条例の中については、今現在きちっとした形で周知をしているというわけではございませんけれども、そういった適用の対象であるということについては今後はちょっと注意をしていきたいと思えます。

疑うときに何をもって疑うかというのは、なかなか、中の職員で内部告発があったり、そういったことで業務をやっている上で不自然な部分が生じてきたら、当然それは人事財政課のほうに申出があると思えます。その上で、最終的にそういった内容が上がってきたら、その事実が本当に不自然な状況で不当な受注実績があったとか、そういった内容については調査をしていく形になってこようかと思えます。その上で、町のほうで設置しております職員倫理審査会、そういったところにも諮りながら内容は検討していく形になっていこうと思えます。

不当な要求があったかどうかにつきましては、ここ何年か、そういった業者からの不当な要求があったという報告のほうは、今は受けておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

条例の中身とか運用状況が分かったので課題なんですけれども、この条例が問題なく運用されていると言い切れるのかというような状況を耳にすることがあるんです。河南町じゃなくて、全国的に5年ぐらい前に、教科書を発行する22社のうち10社が最高5万円を教師に渡していたというケースが全国で90件近くあったんです。これが全国的な問題になって、河南町はどうだったのかというと、河南町ではそのようなケースは報告されていないです。でも、教科書審査、教科書選定委員会を傍聴していたときに特定の委員が、特別な合理的な理由なく、突然何か、ある出版社をゴリ押しするという場面が実際にあったんです。この教科書のここが優れているからこれがいいというんじゃないで、この出版社のやつ、自分が学生のときにこの出版社の本を読んですごくよかったから、だからこれがいいみたいな、何かちよっ

と無理あるやろうというような論理づけで、特定の出版社ですよ、この教科書のここじゃなくて出版社をゴリ押しするということが実際にありました、この河南町というか、2町1村で教科書を選定している中でね。

これが、本来であったら疑いがあると思われるときに当たるはずなんですよ、普通に考えたら、住民目線でいったら。ちょっとこの人おかしくないかというのは、そのとき傍聴者7人ぐらいはあったのか、見ていた誰もが思って、後からちょっとおかしくないかという話をしていたんです。これがスルーされているし、何かあんなケースがスルーされているのを見ると、割とこの条例は本当にちゃんと運用されているのかなと心配にならざるを得ないんです。

こういうとき、内部告発で大体みんな発覚するケースがほとんどやと思うんですけども、この条例を遵守するための取組、何かルールがあるだけで、別にみんなが守ってくれないんじゃない意味ないので、どうやって遵守させようとしているのか。そういう事例への対応、遵守されていないと感じたときの対応とかも併せて教えてほしいです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

教科書の中身につきまして、業者のほうというか、その委員さんが特定の利益を得てその出版社の肩を持ったかというのは私どももちょっと分かりませんが、最終的に選定委員会のほうでその教科書が採択されたとなれば、今おっしゃっているようにゆがめられたケースは考えられるかも分かりません。結果的には、そこは採択されなかったのではないかというふうに、その委員会の中では一定制限はかかっていると、ちゃんとした判断がされたというふうに思っています。

ただ、そういった行為をされた方に対してどういうふうに扱うかということなんですけれども、疑いがある行為に関して全てが調査できるかということ、なかなかそこまでいくということにはならないと思います。ただ、結果的にゆがめられた事実があったりそういった内容になれば、当然厳しい調査になってくるとは思いますけれども、結果が生じていない段階では、そこまで調査するというにはなっていないというふうに思います。

それから、職員倫理条例でございますけれども、町のほうで過去に談合と贈収賄の事件があってこの条例ができて、平成17年に制定しておるんですけども、町の職員におきましても、また一度改めて、こういう条例があるんで遵守するように周知徹底はしたいというふう

に考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

未遂だったから調査しないということですよ、今の答えやったら。すごい圧力がかかって、それが成功したときには調査するけれども、もしかしたらお金をもらっていたかもしれない事例に対しては調査しないということを行っていますよね。それは、今までの前提が全て崩れるんと違いますか。だって、お金をもらっていたかもしれないですよ、その方。ほんまにそれで合っていますか。お金もらっていたかもしれへんし、実際にそういう発言があって、それが止まったのは傍聴者、ほんまはあかんことやけれども、おまえどこからお金もらってんやという、どこの回し者やと傍聴者が怒って急にしゅんと小さくなった。その経緯から見ても明らかじゃないですか。ほんまに信念があったらそれをちゃんとといいますよ、最後まで。何らか後ろめたいことがあるからそういう、しゅんとなったんでしょうよ。

それ、未遂やったから何にも関係ないんですじゃなくて、明らかにおかしかったからちょっとぐらいは調査をすべきやったと思うんですけれども、もう一回答弁してもらっていいですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

どの当時のどの案件のどの内容かちょっと私、存じ上げておりませんが、今おっしゃったように、その教科書選定委員会の議事録であったりというのは一度確認させていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。政治倫理規則には利害関係者と職員さんの禁止行為というところが細かく書かれているんです。金品を受け取ってはいけないとか、自分でお金を払うにしてもゴルフをしてはいけないとか、利害関係者と。職員さんとして会合に出席するときは許可申請しないといけないとか、かなり禁止行為が細かく決められています。遵守されていればもちろん問題はないんですけれども、同じ規則の第5条で、私的な関係であつたらこの規則を無視し

てもいいよという抜け道があるんです。言い換えたら、私的な関係、友達とかやったらお金を受け取ってもいいしゴルフをしてもいいし接待を受けてもいいみたいな。地域の行事とかもあるので、もちろん全部禁止するということはできないのは理解できるんですけども、せめて後からでも報告するということは義務づけできないですか。友達やからこそ断れないケースとかもあるし。友達の顔を装って付度してもらおうとする、近寄ってくるケースもあるしね。と思ったら、その抜け道が用意されているというのはちょっと解せないんですけども、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

この条例、規則を制定するときに、私的な関係に関してはいろいろと議論された内容でございます。私的な関係がある者との間における、例えば親族であったり学生時代の友人など職員となる前から関係がある者や、町内会等の地域活動を通じて知り合った者等、職員としての身分に関わらない関係がある者につきましては、職員の職務と利害関係を有する者となった場合に、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを一切禁止するということは、職員の個人的な活動に対する過度の侵害となるため、例外として取り扱うことができることとなっております。

ただ、この場合におきましても、私的な関係がある者との間における職務上の利害関係の状況や、例えば職員が担当する許認可や補助金の交付決定の状況や時期、あるいはその者との私的な関係の経緯、現在の状況、例えば職員となる前から引き続いて継続して今も親しい間柄にあるのか、あるいは職員となってから職務上知り合い、以後付き合いしている関係なのか、また、両者の間において行おうとする行為、この対応、例えば高額な飲食の提供があるのか、これらの点を総合的に考慮して、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り可能となっております。

したがいまして、先ほども言いましたけれども、全ての行為について一切禁止するということにはなってございませんで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

禁止しろとは言っていないですよ。地域の関係とかもあるから禁止することができないと

いうのは理解できますと言っています。でも、友達の顔を装っていろいろと来る可能性がある。もちろん私たちも議員なので、何か便宜を図ってもらおうとする方もたまには近づいてこようとされる方もゼロではないと思うんですけれども、そのときに、同級生であろうが何であろうがやっぱり一定の距離を保って付き合いをするんです。私たち議員は報告義務はないんですけれども、友達やから、もちろん禁止はできません。でも何でもオーケー、町も何も把握していないというよりは、一定何らかの、例えば定期的に5年に1回でも何でもいいんですけれども、何らかの報告、町が把握できるような仕組みというのも必要じゃないかなと思うんです。そのあたりを再度聞きます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおり、友達を装ったり、そういった形で近づいてくる業者さんがおるということから職員を守るためにも、職員倫理条例があるというふうに考えております。そういった場合には、職員のほうが職員倫理条例に基づいてそういう行為はできないということをお断りするということは職員を守る形にもなってございますので、いま一度、職員に対しては職員倫理条例の内容を周知させていただいて、そういうことが起こらないようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

周知で全てがなくなる、問題がないことを祈っておきます。

次に、ワクチンについてお話しさせていただきます。

65歳以上の町民のワクチン接種が進んでいます。私と廣谷議員のリベラルの会では、少なくとも週に1回河南町のあちこちでつじに立っていて、住民さんがいろいろとお話をさせていただいて、困っていることとか教えていただいているんです。そういう声を集めているんですけれども、5月に入ってからもう本当にワクチンのこと一色、ほとんどワクチンのことに関してお声をいただきます。職員さん本当にありがとうという声もちろんあります。この間、本当に頑張ってくださいっているというのは住民さんにも伝わっているので、肌で感じていただいているので、そういう声もたくさんいただくんですけれども、一方でやっぱり改善してほしいところがあるという声もいただいているので、そういうのをぎゅっと集約して、

6月1日に要望書を私たち2人で出したんです。

その中身は2つありまして、1つは、とにかく予約が取りにくい。1回目の予約をして、もう一回取らなあかんのは河南町だけやというのが、ほんまに多かったんですよ、何かどこで皆さん情報を仕入れているのか分からないんですけども。そういったことへの改善と、65歳未満の住民への接種を今までと同じような体制で行うととんでもなく時間がかかるということが予想されたので、職業とか年齢とかで優先順位をつけてほしいという2つの要望を行ったんです。

それらの要望に対してどのように対応してくださったのかというのをお聞きします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

65歳以上高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、富田林医師会と4市町村合同で、PL教団錬成会館とすばるホールの2か所の集団接種会場で実施しております。予約の申込みですけれども、電話予約とインターネット、LINEで行い、予約の割合は、高齢者の方が対象ということもあり、同じ割合とさせていただきました。

5月7日金曜日から予約の受付を開始し、6月30日水曜日までの予約として約4,900人分とし、うち半数の2,450人は電話予約となっております。電話予約は6人6回線に対応しておりましたが、電話が繋がらないといったご意見も多く寄せられておりますので、結果的にはインターネット等による予約が早々に終了したという結果になりました。そうしたことから、7月以降分の予約につきましてはインターネット等の予約枠を増やすなどの改善を行いました。

本町では、先ほど議員おっしゃいましたように、一度に2回までの予約ということではなくて、まずはできるだけ多くの方に接種していただけるように1回目みの予約とさせていただきます。2回目の予約に関しましては、1回目のワクチン接種がお済みの方が対象となりますので、1回目のご予約のときよりも予約は取りやすくなっているというふうに考えております。

優先順位につきましては、65歳以上の方でも感染リスクの高さや重症化リスクなど年齢によって優先枠を設定するという事も可能でありましたが、いろいろ検討させていただいたんですけれども、接種券発送から時間のない中で4市町村とも65歳以上の方を対象に一斉に予約を開始したこともあり、本町も同様の取扱いとさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

いや、予約優先順位のことは65歳未満のことに言っているんですけども、今答えていただいたのは65歳以上の方の話ですよ。

予約の取りにくさは改善されたのか、改善するのかという話も、64歳未満の方を対象に要望書を出したんですけども、それらのことを答えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

64歳以下の方について今後ワクチン接種を進めてまいりますけれども、国からワクチンが安定的に供給される見込みとなり、より接種スピードを加速させるためには、本町においてはぷくぷくドームを接種会場に設定するという事で準備を行っております。

64歳以下の方についてなんですけれども、具体的に予約の方法につきましては、65歳以上の方と同様に1回目のご予約は電話、インターネット、LINEで行い、2回目につきましては接種会場で予約ができるような方法で検討しております。

また、優先順位につきましてはですけども、国が高齢者の次として示している基礎疾患を有する者及び高齢者施設の従事者60歳から64歳の方については、接種予約の開始時期を早めに設定することも検討しております。

また、河南町内の施設に勤務しておられる保育士や教職員、消防、警察職員等については、ほかの団体における職域接種の実施状況を踏まえつつ、職域接種の考え方に基づいて本町でもワクチン接種を受けていただく方向で検討を行っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

予約の取りにくさはやっぱりすごく一番言われたので、それが会場で取れるとなると大分負担が少なくなるかなと思うんですけども、これは、65歳以上の方で1回目まだの方でPL錬成会館では行えないんですか。会場で2回目の予約をするというのは難しいんですか。

分かりました。

あと、付け足しになるんですけども、ワクチンをもう2回受けられた住民さんが昨日の時点で100人ぐらいいらっしゃるといふ話やったんですけども、今朝、歩いていて、俺もう2回目打ったんや、だからもうマスクなしやと実際にマスクなしで歩いていらっしゃったので、そのあたり、周知に漏れがないようにということは事前にほかの多くの議員が言っていたんです。再度徹底してほしいです。ワクチンがどういうものなのかというのがまだほんまに知れ渡っていないというのを目の当たりにしてびっくりしたので、是非よろしくお願ひします。

というので、ワクチンの話は終わって、最後、玉川理事のをさせてもらいます。

金融庁から玉川理事が河南町に来られて、ようやく2年がたとうとしています。2年前に着任されるときには、河南町の職員給与条例では国の給与水準を維持できないとして、玉川理事の高給に合わせて条例改正を行いました。当時の議論を振り返りますと、来ていただく方には人口ビジョン、総合戦略及び新しいまちづくり計画の進捗管理、また指導、道の駅かなん、棚田保全、公共施設再編整備などを行うために金融庁から来てもらうという話でした。この条例、私たちが改正したんですね、給与水準に合わせないといけないということで。そのときの議論がこれです。その議論をしたときには河南町の誰も玉川理事にお会いしたことがなかったというような状況だったんですけども、それでも、来ていただくことで町が一皮むけるように、様々な制度について教えてもらうという話でした。

その議論から2年が経過しまして、理事はこの6月に金融庁に帰られます。その成果はどうだったのか、河南町にどういふ影響を及ぼしていただいたのかというのをお聞きします。

○議長（浅岡正広）

玉川理事。

○地方創生特命理事（玉川英資）

佐々木議員から今ご説明いただきましたとおり、私、国の地方創生人材支援制度に基づいて、平成30年7月に今の地方創生特命理事として着任いたしましたので、この6月末でちょうど丸2年になります。

その間、具体的にどんなことをやったんだというご質問だと思うんですけども、着任後一番大きなものとしては、今、議員からも言及ございましたけれども、従来の総合計画とまちづくり戦略のちょうど終わる時期を迎えておりまして、それを引き継ぐ新しいまちづくり計画について、例えば原案の作成をするなど、計画の策定に参画させていただきました。

また、この間、コロナ禍というのが大きな出来事だったと思うんですけれども、一番話題になりましたのが国の各種交付金、一番大きいのは地方創生臨時交付金だと思うんです。例えば、その使途の範囲であるとかそういったことについて、町のやりたいことができる限り実現できるよう国と相談するといったことも行いました。

また、日々の業務で感じたことになると思うんですけれども、町でも例えば新型コロナウイルス対策本部会議とか庁議とかいろんな会議があります。こういうところでも、外部から私、来ていますので、恐らく違った視点が求められているんだろうということで、業務の進め方についても問題提起とか意見、提案をさせていただきました。

具体的な例を申し上げますと、例えば庁内の会議に参加するうちに、会議の場で説明がちょっと行ったり来たりして時間かかるとか、あと、何を決定したのか外の人から見ると不明確に感じられるという印象もありましたので、会議の場において、例えば重要な案件においては簡単でもいいからみんなが認識共有できるように説明結果を配るであるとか、また疑問点が残るときには、何を決定したのか、していないのかというのが明確になるよう、その場で決まったことをメモにしましょうといったことを始めたりしています。

また、令和2年度は副町長がいらっしゃいませんでしたので、新規職員の採用、昇任であるとか各部が所管する重要事項に関する意思決定に関与させていただきました。その際、多数の決裁文書を当然見ることになったんですけれども、担当者から見れば多分これを見れば分かるんだろうなというものがついているんですけれども、外から私は来ていますので、それだけではよく分からないよということで、定型のものを除いて、概要や重要性の分かる説明紙を冒頭につけてもらうようにしました。これも、恐らく担当の方からすると面倒くさいということだったと思うんですけれども、私が金融庁にいたときに、もっと若かったときです。上司から言われたときがありまして、人間が一日にできる決断の量というのは決まっているんだよと、だから決裁の説明とかがちゃんとしていないと、その上司の決断できるリソースというのを無駄に使わせることになって決断の質が下がるので、そういうのはなるべく避けなさいと言われたことを思い出して、そういうのをお願いするようにしました。

これらは、今の話も含めて、私の派遣元である金融庁では割とルーチンで行われている作業も大分入っております。国の役所と異なり、河南町は正職の方で150人いらっしゃらないぐらいの小さなところで、職員相互の関係が密接で、別にペーパーを作らなくても意思疎通できますよというところが多いというのは、それは事実としてあるんだと思います。また、そんな何かいろいろ言われても人数が少ないから対応できないこともありますよねという、

そういう意見も多分あったんだと思います。

このように、置かれている環境が私の出身元とは違うので、こちらで提案したことの中には、いらっしゃる職員の方から見ると必ずしも役場にヒットしないものもあったんだと思うんですけども、これからも、限られた人数の中で特に市町村、基礎自治体に対する期待というのはどんどん増えてくると思うんです。そういった中で効率よく業務を行っていくことにつなげてほしいなと思って、いろんな提案とかをさせていただきました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

初めてよく分かりました。この2年間で、職員さんの方からしたら、玉川理事が来られてその成果とか、来ていただいてよかった、すごくよかったみたいなことは分かっているかもしれないんですけども、議員から見ても、まちづくり計画をやったというのは分かっているけど、でももっとそれだけじゃなかったはず、期待されていることは。実際にどういうことがあったのか、給与の条例を変えてまで雇ってどうやったのかというのは、住民さんもやっぱり知る権利があるんです。それを何も分からないまま帰った後に検証するよりも、ご本人がどれだけやったかというのを知れてよかったです。本当に期待どおり、期待以上ぐらいのことをやっただいてるんやなということはずごく理解できました。

最後になるんですけども、よく玉川理事が来られるときに前町長が、国とのパイプをつくるんやということ言っていたんです。国とのパイプとは具体的に何でしょうか。パイプはできましたか、2年間で。

○議長（浅岡正広）

玉川理事。

○地方創生特命理事（玉川英資）

まず最初に、正直なことを申し上げますと、前町長がどういう思いでそれをおっしゃったのかというのは分かりません。それを前提にお答えをさせていただければと思うんですけども、もともと国の制度とかで分からないときに、大阪府を通じて聞く正規のルートというのはもともとあったはずなんです。それは今も当然使われていると思います。それを超えて、じゃ私が国に聞くときに何かいいことがあるとすれば、それは、ちょっとこういうことをやりたいんだけど、こういう聞き方をすると何か向こうもこっちの欲しい答えをくれるだ

ろうなとか、逆にしゃくし定規に真正面から聞くと、これはオーケーですよというリスクは向こうの人は取らないだろうなとか、そういうのはあったんで、そういうところの違いで、それがパイプ役かどうかよく分かりませんが、お役に立てたのではないかと思います。

私が帰った後にパイプという意味のものが残るかとかというのは、正直よく分からないところはあるんですけども、一方で、今、各省庁でも地方創生コンシェルジュとたしか呼んでいるはずなんですけれども、実際に何か分からないことがあったときに取りあえずここに聞いてくださいねみたいなところが実はあって、そういうのを活用するときとかに個人的にご相談いただければお役に立てることはあるのかなと。ただ、私も金融庁のことで金融庁以外の所管のことはよく分からないことばかりで、そういうのはほかの人を紹介するという形になると思うんですけども、そういったことではお役に立てることもあるのかなというふうに個人的には思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

パイプができたのかできていないのかというのがはっきりしないと。でも、パイプがあるというのもおかしな話ですものね。憲法で全国民に対する奉仕者であると決まっているので、特定の自治体に来たからといって、そこを付度して有利に取り計らうというのもおかしな話なので、金融庁に帰ってからも河南町のことを忘れないでくださいぐらいで終わります。ありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。11時5分より再開します。

休 憩（午前10時55分）

~~~~~

再 開（午前11時05分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議席番号7番、廣谷武、リベラルの会、ただいまより一般質問を行います。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてなんですけれども、先ほど佐々木議員からも同じような質問をされましたので、同じようになるか分かりませんがよろしくお願い致します。

今、20日までまだ緊急事態宣言の中で予断を許さない時期です。そして、20日以降もまだまだ何かしら制約があるかというようなこともっております。コロナワクチンに関しては毎日毎日テレビでやっていますので、職員の方、また議員の方、そしてまた住民の皆様もかなりもういろいろ情報は入っていますので、そこで河南町における65歳以上の人の接種、これ富田林市、羽曳野市、河内長野市は1回の予約でセットに2回入っていると。一番多いのがそれですわ。何で河南町だけ、接種会場は一緒なのに、富田林市の方は2回目いつやと言うてはるのに、また帰ってもう一遍予約しやなあかん。その理由を聞いたら何か言うてはりましたけれども、本当に最初に、医師会云々とかありますけれども、住民目線で利便性を考えたら、あれだけテレビで2回打たなあかんというて、それも3週間後に2回打たなあかん、そやないと効かへんというようなことずっと言うているのに、イギリスやったら1回で広くみんなにやるという方針はその国で上げてはる。河南町でそんな1回目で広く多く打ってほしいからそないしたんやというような答えをもらいましたけれども、それは本当に日本の国民性から考えたらおかしい話です。

そこで、接種予約の利便性、何で65歳以上の人、12歳から64歳までですか、それはまた後で聞くというようなことにしますけれども、まず、みんなから声が上がっている1回予約に対してセットにしなかった理由だけ教えていただきたい。よろしく。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、一度に2回までの予約とするよりも、やはりまずはできるだけ多くの方に接種をしていただけるように、ワクチンの供給の状況も分かりませんでしたので1回目だけの予約とさせていただきます。2回目の予約に関しましては、1回目のワクチン接種がお済みの方が対象となりますので、現状は1回目よりも取りやすくなっていると考えております。

また、現状としましては、接種状況ですけれども、こちらは今の現状の結果なんですけれども、全体の接種券発送のうちの84.5%の方がもう既に1回目の予約を取っていただいています。といいますと、84.5%の方は1回目接種を終わられた後、2回目の接種という形にな

るんですけども、2回目の接種につきましてもそのうちの98%の方がご予約いただいておりますので、済まれた方のうち98%の方は2回目のご予約をいただいているということで、見込みとしましては、やはり全体の85%ぐらいの皆様にはきっちり1回目、2回目の接種をしていただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今お答えをもらいましたけれども、1回目を広く多くの人に打ってほしい、そういう答えで、そういったことにしたというようなことになっています。イギリスやないんやから、日本の河南町やから、隣の富田林市、河内長野市、羽曳野市、全部セットでやって、もっといい自治体やったら向こうから言うてくれて、あんたは1回目いつや、2回目いつやというて向こうから通知が来て、それでやる。小さな自治体ほど親切なことをやっている。それをちゃんとやらなあかん、1万6,000人の人口やのに。何もかも富田林市に行くんやったら役場ごと富田林市に行ったらええねん。もっと住民の1万6,000人のことを考えて真摯にやらなあかん。

僕はまだ1回目をやっていない。18日に1回目を打つ。これは議会終わってからやろう思って、議会の最中、接種会場に僕が行っていたら、あの人、議員やのに何してるんやろうな、打ちに来てと、そういうことも思われるか分からん。俺は議会が終わってから1回目を打つ。そういうことを考えなあかん。

富田林市では職員の方が本当によくやってくれてはる、暑いのにあり物の河南のジャンパーを着て。そやけど、15分間座っているよって職員の姿をずっと見てはる。中にはぼけっと30分も立ち話をした人がいてたというのも連絡をもらうた。全部見てはるんやから、その間に。ぼけっと15分座ってはらへんよ。きよろきよろしてはるねん。きよろきよろしてはると言うたら怒られるけれども、場内を見てはるねん。それをよく考えなあかんよ。

それで、12歳から今度は64歳まで予約、1回目を打ったらぶくぶくドームで2回目のところを15分座っている間に予約を取れるようにしていただいた。本当に結構な話や。そやけどもう一つ、予約で電話予約、よく分かるよ。電話ですて予約する。インターネット予約、ネットで予約するんやろ。その上、LINE予約と書いてある。LINE予約とは何やねんと。普通、吹き出しやで、LINEのやり取りは。LINEでやり取りするのは吹き出しで予約

するのかと、全然知らん人はそない思うよ。もっと丁寧な説明をしやなあかん。LINEからインターネットへ飛んでそこから予約するんやと紙に書いてあるか知らんけれども、若い子は、ああLINEで予約できるんかと。そのLINEという耳触りで、ああLINEで予約できるんやなど言うて、やるわ。ちゃんとした、それはできるか知らんよ。そやけど、もう一つ踏み込んだことをやらなあかん。

俺、昨日言うたように、iPhoneで1人予約したら1人しか取れん。ログアウトしたらええんやと聞いた。ログアウトという言葉が出てきやへん、どこも。そしたら右上に四角い矢印のやつがある。そのボタンを押したら3つも4つも出てきよる、項目が。その中で、デフォルトのブラウザで開くと書いてある。何のこっちゃ分からへん、そんなもの。分かる者なんていてないよ、これ。LINE予約LINE予約と言うんやったらそこまでやったらな、12歳から64歳までの人の予約や。それでパスワード変更。パスワードを変更して何なんや、あれ。ほんまに。忘れてまうわ。

そやから、接種予約の利便性、これだけでは終わらんとと思うけれども、ぷくぷくドームでやるときに、全部が職員を見てはる。よう働いているというて言う人はいてはる、それは。その反面、何しとるんやという声も上がるよ。その辺注意して、みんなで取りかかるようにしてほしい。

それで、2項目めの接種の優先順位、これ、テレビやあれでは疾患を持っている方は先に打つたると言うて国で言うとした。それが、蓋を開けたら65歳以上の人の疾患を持っている人の優先順位はなしやというて、それをちゃんと言うておかなあかん。それで、12歳から64歳の方の優先順位、昨日聞いた。そしたら2か月、10月までで終わると思っているのが優先順位はありませんという、大まかな答えはそれや。そやけど今考えている、予約の日にちを二、三日先にその人らにする、それは明確にして先にせな、たこ焼きを買いに行くのでも並ばはんねん。それを2か月ほっといて、優先順位、先に打ちたいのは決まってあるよ。ラーメン屋でも並んでおる。そんなもの半日したら皆行列はなくなる。分かっているや。その優先順位をほんまに明確にしやな、自分らは優先順位を受けて優先順位で先に打てるやん。それが優先や。

そやから、そこらは優先順位を明確にしていきたい。いち早く、ちょっとでも早くしたいというのも、それは医療従事者、もう何遍もテレビでやっているの、その優先順位は分かっている。そやけど、疾患のある方、それはその次に来ているの、それはどうですか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

接種の優先についてなんですけれども、高齢者の次として示している基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方について、また、河南町の施設に勤務している保育士や教職員、消防、警察職員等については、接種優先予約という形で接種の予約順位を早めにとっていただけるような形で検討してまいりたいと考えております。また、保育士、教職員は、ほかの団体における現在の職域接種の実施状況を踏まえた上で、職域接種の考え方に基づいて本町においてもワクチン接種を受けていただく方法で考えて、検討を行っております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

基礎疾患のある方が60歳から64歳と今聞きましたけれども、じゃ12歳から60歳までの基礎疾患はもう関係ない、それも入ってあるの。入ってるんやな。分かりました。聞き間違いですか。

そしたら次に、コロナは一旦置いておいて観光課についてです。

今、新しく河南町では観光課というのが設立されました。もう一つは生涯まなぶ課、生涯勉強したい人はこの課に来てくださいという課と観光課が新しく設置されました。本当にいいことです。今、インバウンドがコロナが収まったら来る。本当に美原のムサシまで観光バスが5台も6台も来ていた。道の駅でも来るような状態になっていたときにこういうことが起こったんやけれども、観光課を設置してもっとPRしていただきたい。

そこで、住民の人からいろいろ指摘をもらいました。観光課をつくってくれて大いに結構やということでした。そこで、体験研修農園というのが河南町にもあって、130名ぐらいの人が今そうしたことで河南町以外から来て、家庭菜園を楽しんではるというようなことも聞いています。

そこで、もっともっとそういう方面もPRしていくというようなことも考えられると思いますので、体験研修農園ですか、農業をやっていない方もいれば、初めての家庭菜園、なかなか難しいですよ、野菜でも何でも作るのは時期もあるし。そういったことを本当に観光課で、農業の先生は河南町にいっぱいいてはりますわ。そういう人を抜てきして研修農園で作

物の作り方を教えたり、いろいろ観光課を通じて大きなものにできないかというようなことも来ていますので、その辺はどうですか。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの体験研修農園は、農業体験農園などとも呼ばれているものでございまして、農地の所有者自らが農業経営を行いまして、入園者への講演、指導に当たるなど、農地の貸し借りを伴わない農作業の体験方式でございまして。また、入園者がレクリエーションなどの目的でミカン狩りやイチゴ狩りなど収穫だけを体験する観光農園という方式もございまして。そのようにいろいろな農業経営方式を営みたいという農業者のニーズが高まる一方、運用されている農園では、利用者のマナーや駐車場の問題など周辺の農業者や住民とのトラブルもあると言われてございまして。

そのような課題もありますが、町といたしましては、開設、運営の方式によっては農地法や農業振興地域の整備に関する法律などの許認可が必要な場合もあることなどを踏まえつつ、農業者が求めるニーズに合った形で農業と観光と両面の施策から支援に努めてまいりたいと、このように考えてございまして。

以上でございまして。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非よろしくお願いします。

観光資源といたら田んぼ、自然の山というようなものしか河南町ではありませんので、よろしくそこらをお願いして、次に、その中でイチゴ農園の方がおられるということで、今、全国的にイチゴ狩りがすごくはやっております。いろいろ、小さなお子様も連れてイチゴ狩りに行く、そういった施設が和泉市であったりあちこちにございまして。そういった施設を、イチゴは何ぼあってもいけますので、人口割にしたら需要が必ず近辺にあるというようなのがイチゴでございまして、そのイチゴ狩りを河南町としてバックアップしてほしいというようなことをその方も言っております。

是非、行政で手伝えることはそんなに数多くないと思っておりますけれども、企業努力でやるという一言で終わってしまうより、本当に河南町はイチゴ、またイチジクもございまして。そのこ

とに対して、大きなことを言えばイチゴを今輸出していますよね、海外に。そこまで言いませんけれども、その辺、イチゴ農家を増やして、そして観光イチゴ狩りに乗っかるような施策を何か、前にちょっと言うたはりましたけれども、いま一度プッシュしていただきたいというようなこともその手紙には書いていました。その辺どうですか、よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

イチゴにつきましては、平成29年度から大阪府、JA大阪南、千早赤阪村、河南町が連携いたしまして、高収益であるイチゴをテーマに新たな農地形成や新規参入の確保、ブランド化の推進など、農を生かした地域づくりを行う目的で南河内いちごの楽園プロジェクトを実施しております。

プロジェクトでは、いちごアカデミーを開講し、就農に向けた支援を行っており、本年度、第4期生を迎えます。本町には、そのプロジェクトの卒業生に加え、プロジェクトの実施前からイチゴを営農されている方もおられるなど、多くのイチゴ農家がおられます。こうしたイチゴ農家の中には、さらなる高収益化を目的といたしましてイチゴ狩りなどを検討されているという声もあります。

どのような形態で農業経営を営むかによって管理、運営などの課題は様々でございますが、本町では農業、観光の両面から町の活性化が図られるように、必要な支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

着々と進めているというようなことで、ありがとうございます。

3項目めの岩橋山、平石のモミジの滝、持尾の笙の滝、それで平石峠の日本遺産、こういった形の観光資源がございます。岩橋山や滝、日本遺産に関しては何回も言っています。公衆トイレを造ってほしい、駐車場の完備をしてほしいとかいうようなことも言っております。

このPRです。今、看板は立てていただいた。サインはある。岩橋山に関しては下草を1年に1回刈っている。平石峠の登山整備は、あれは大阪府ですか、まだ倒木があつてなかなか進んでいないという状態です。岩橋山も延べ8回ぐらいですか、転落事故の危険な所が

あります、胎内くぐり、いろいろ。急な階段。それは関電が造った簡易のプラスチックの階段です。それは滑りやすい。本当に観光資源と本腰を入れるならちゃんとやらなければならない。

これ、コロナに対して、金剛山は毎日700名、二上山は500名、その数は定かではございませんけれども、そのぐらいの人が登っているというのが事象。もうちょっと前は大きい答えを言うてはりましたけれども、金剛山では毎回毎回ハンコを押してもらえる。二上山は初級者のゆっくりした山ですので登る方が多い。この真ん中の葛城山をメインにしたらいいんですけれども、葛城山をさて置いて河南町は岩橋山にいった。その岩橋山はえらい険しい。胎内くぐりといういいのはありますわ、確かに。鍋釜石、かけ橋、いろいろありますけれども、あのルートを整備するとともに、なかなか千早赤阪村はPRの仕方が何でもかんでもうまい。せっかく観光課ができましたので、PRの仕方をもうちょっと考えられないかというようなことのまずは質問で、お答え願えますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

登山道、岩橋山につきましては、これまでからいろいろと観光ルートの誘導とサインの設置とかネザサ狩りとか、やってまいりました。また、職員により現地のほうの確認ということで、ダイヤモンドトレイルを踏査してその辺を確認したりとかいうこともやってきました。

PRにつきましては、これまでからホームページやいろいろと配布物、パンフレット等を使って努めてきたわけですが、日本遺産に登録されたことを踏まえまして、今後連携した形でのPRに努めていきたいと考えております。幅広い形で観光としまして、今後あらゆる手段を使ってPRしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。あらゆる手段を使って本当にやってください。

これ、一回町長に聞きたいんですけども、町長にはずらっと1番から4番まで総括で最後をお願いしたいと思いますので、今のうちに考えておいてください。

それで、次に若者の活躍する場所、これ、隣の千早赤阪村は日本一小さな道の駅、それで

売っている。また、若い人が全部その若い、新しい考えで運営している。河南町は河南町でいろいろやってくれてはります。それはもう本当に結構です。そやけど、1つだけ小さな場所を空けて、若者は自由にしなさい、そういう場所を造っていただきたい。これは農事法人か何かに委託をして、それでやっていただいている。それはそれで成功したというようなことも思います。でも、これからは若者もそこで参加できるような、小さい場所でも空けていただいてそこでやってもらう、それで切磋琢磨してやる、それで新しいものをつくっていく。

道の駅というても河南町の一番外れにある。千早赤阪村と富田林市と河南町のところにあるわ、一番端っくれやからね。わざわざあそこまで普通やったら行かんけれども、本当に河南町全部の人に利用してもらうのが道の駅のことでもあると思うんや。車が通ってきて休憩するのを道の駅と題してやる。当然、海の駅というのものもある。それは分かっている。そやけど、その中で河南町の人でも利用できる。一度道の駅の2階を開放してくれと言うて、いまだになかなか進んでいない。本当に作物を作ってはる以外の人はあまり、買物に行く人は行くけれども、もっと新しいことを考えて、沿線には新しいスーパーも続々できていく。

そういった形で、若者の活躍促進と言うけれども、ほんまに年のいった方でも新しい考えの人もいてはるか分からへん、農業従事者以外に。そうしたことを是非道の駅でやってほしいけれども、そこらはどうですか、若者の活躍する場所、題がこれやからそれでいきますけれども、よろしく。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの道の駅ちはやあかさかでございますけれども、これは令和2年度に情報発信、村内の特産物の販売促進、地域活性化のための企画ということで公募型プロポーザルを実施いたしまして、令和3年4月から一般社団法人ちはやあかさかくらすが駐車場やトイレの管理も含めておられるということでございます。そちらのほうのちはやあかさかくらすにつきましては若者が多くて、若者の中でやっておられるので、そのような若者のアイデアの下、現在、地元野菜や果物販売に加え、カフェスペースを設けてランチなどをやられているというような状況でございます。

本町につきましても、若者の感性を経営に取り入れることは道の駅かなんがさらに発展するツールであるとも考えてございます。これまでも工夫を凝らして利用者の増を目指すなど、各道の駅の情報につきまして指定管理者とも共有いたしまして、議員仰せの道の駅ちはやあ

かさかをはじめ、切磋琢磨している各地道の駅の情報をいち早く入手いたしまして、指定管理者と共に農業、観光のさらなる発展となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

よろしく申し上げます。

今、道の駅へ皆さん行ったら分かるように、東側をあそこにレストランを建てるという構想で河南町が購入した塩漬けになっておるあの土地、バスがぐるっと回ったり駐車場にしている。あそこに、例を言えばキッチンカーでも河南町で二、三台購入して、そこで若者が好きなようにしてくれというようなこともできる。そやから、大きなお金を出してあの土地を購入して塩漬けにしている、何も使わずに。それで駐車場に碎石をまいてほこりが立つとかいうて、そんな繰り返しをしている。これ、皆さんの税金で購入したやつや。そこらをもっと使い道を考えて、誰か言っていた。スケボーパークを造ってキャンプ場設置してキッチンカーを置いて、お金のかからんことで土地利用をしたらもっと道の駅活性化につながる。そういうことをやっていただきたい、是非。

次に、税金の話しますけれども、税金を、今まで前期、後期何やというて4期分納めていた。それに全納という5枚目の紙が1枚ぺろっとなっていた。それで支払いしたら済む。役場の人も電卓を押さんでもそれでいける。金融機関の人もその1枚でそれはやれる。これをやかましく言うてはった。住民の人が熱弁してはった。俺は何のこっちゃ分からへんかったけれども、その人にもう一遍聞いた。そしたら、納税のやり方、新しい機械を入れてそないしたのか知らんけれども、納税の仕方、住民目線で利便性を考えたらどうということかという、第1問目、納税の仕方、よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

全期納付の納付書につきましては令和元年度課税時に廃止いたしました。これにより、相当数あった重複納付が減り、還付手続の手間が減少しました。また、一括納付される場合は、金融機関窓口での計算や、役場職員についても事務作業が若干増えると承知しておりますが、用紙廃止により印刷製本費の削減にもつながりました。

住民の方からは、やはり当初、送付漏れではないか等の問合せが多数ありましたが、現在はほぼ定着してまいっております。

引き続き、役場におきましては口座振替を推進して、納付書による窓口納付の削減を目指している現状でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

住民の声を大事にして納税しやすいような。国民の義務が納税やけれども、そやけど受入れ側がやりやすいようにするというのも役場の務めやから、その辺よろしくお願いします。

今、コロナの真っ最中で、コロナで何か税金が安うならんかという声が多々ございます。コロナによる減税というのがあるのか、ちょっとそこらをお答え願えますか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への対応につきましては、個人住民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税などにつきまして、一定の収入が減少した場合、令和2年度分について徴収猶予ができ、徴収猶予期間中の延滞金につきましては免除されます。

中小企業等の事業者の事業用の固定資産税につきましては、一定期間収入が減少した場合には、事業用の家屋や償却資産について、減少した収入の状況により2分の1免除もしくは全額免除となります。また、一定条件の下、新規に先端設備を導入した場合や生産性向上のために構築物を追加した場合、新規部分の固定資産につきましては課税評価額をゼロといたしております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

分かりました。

そして、3番目に入りますけれども、徴収機構に委託、これ、不納欠損にするよりも徴収機構に委託したら税金をもっと取れるんじゃないかというようなことでやったのかな。委託して、前後でどういうふうになったかというのを教えていただきたい。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

河南町では、平成27年4月に大阪府と27の参加市町村で大阪府域地方税徴収機構を設置し、大阪府と参加市町村の共同で町税収入の未済額の縮減を図ってまいりました。滞納者に対して徴収機構に徴収事務を引き継ぐ旨の通知を行うことで、納税につながる例が一定数ございます。

参加前後での変化ですが、参加前、平成20年度から平成26年度の町税の徴収率はおよそ85%程度でしたが、参加後の平成27年度において88.8%になりました。令和元年度には96.3%まで向上しております。なお、徴収機構へは令和2年度負担金として均等割21万9千円、実績分として6万3,667円、合計28万2,667円を拠出してしております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。大分パーセンテージが上がっていますね。徴収機構といういい名前やけれども、委託料は分担やというて聞いたから、それはそれでいいです。分かりました。次に、時間もないので4番目、コロナ対策についてにまた戻ります。

今、緊急事態宣言に何でなっているかというたら、重症者の病床数とかがないということをやっている。一番の基本になっていますわね、これ。テレビでは、大阪府はもうあらへんあらへんと言うて、えらいこっちゃということになっていますけれども、河南町では、住民の皆様がどないなっているんやという場合に確保はできるかできないのか、それはどうなっているのかお答え願えますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会では、大阪府の第4波における感染者数及び療養者は、急激な感染拡大により重症者の増加速度が第3波に比べ約3倍の速度と極めて短期間に療養加療が必要な患者が生じ、重症者数の最大数は第3波の187名に対し、第4波では449名と約2倍となったと公表されました。4月中旬以降、運用病床に占める重症者割合が100%を超えて推移し、逼迫した状況となりました。

6月14日現在、大阪府の重症病床は351床確保されており、使用率は38.7%と現状は下がっている状況です。大阪府として、今後第4波と同等かそれ以上に感染者が急増した場合に備え、さらなる病床確保に取り組み、3,500床、内訳は重症が500床、軽症・中等症が3,000床を目標病床数と設定するというふうに示されています。

重症病床の確保につきましては大阪府のほうが行っておりまして、河南町内の病院というのはございませんので、大阪府との情報の共有を行って対策してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

分かりました。

何遍も言うようですけれども、重症になった場合は河南町に何を言っても無理というようなことで、もう運任せというようなこと、もう救急車に乗ったら運任せ、あるかないかは、今はなかなか人数も減ってきたから病床も空いてきたというような、人間、運が悪かったらあかんというのをほんまに、どないか河南町では、こないして言うたらいけませんねんというようなことも、そこまでならんというのがどないもできやんというようなことなんです。

次に、今、自宅療養が大分多くなってきた。もう家でやってくださいと保健所から言うてくる。その人に対しての生活支援は、それも河南町は関係ない、大阪府任せかな。その辺はどうですか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、大阪府の自宅療養者の対応としまして、4月23日から府内全域の保健所で民間派遣会社による往診等体制を整備し、協力医療機関におけるオンライン診療及び薬剤処方の実施、パルスオキシメーターを全員に配布するなど、健康観察の強化がされました。また、希望した自宅療養者に配食サービスを実施しています。

本町におきましても、富田林保健所を通じ、自宅療養者及び濃厚接触者に対し、生活物資の配達など困っていることに対応する支援の希望を確認していただいておりますが、現在のところ実績はありません。不安の中自宅療養をされている人や濃厚接触となり自宅で健康観察されている方に支援が行き届くよう、町としての生活支援につきまして、広報、ホームペー

ジ等でお知らせを充実してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

3番目の後遺症について、いろいろ、1回目は腕が痛い、2回目は熱が出るとかというようなこともありますけれども、カロナールという薬を飲んだらちょっとましになるというのを聞きます。そういう後遺症に対する対策はどうか、よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

後遺症と申しますと、今、議員おっしゃってくださったのはワクチン接種の副反応というところで、熱が出たときにカロナール、解熱剤を飲むというような対応になっております。熱が出たりとか頭痛、様々な症状が発生しておりますけれども、その場合はお薬を飲んでいただいても構わないということで、1回目の接種のときにご自宅での対応について、また副反応が出た場合の対応についてのご説明をチラシでお配りさせていただいている状況でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

今回、少ない人数の一般質問ですので、森田町長のお答えを総括で、時間がないのでよろしく願いいたします。

○議長（浅岡正広）

町長。

○町長（森田昌吾）

総括、1から4全部……

（「いや、思うことだけ」と呼ぶ者あり）

○町長（森田昌吾）

今現在、ワクチン接種を鋭意頑張ってやっております。65歳以上につきましては、いろいろなことで住民の皆さんにご迷惑をおかけした部分もあります。その辺の点については改善すべく、次の段階に生かしていこうと思っております。といたしますのは、やはりこういう大規模接種というのは初めて全国でやるということで、どういうことが起こるかということもなかなか想定しづらかったんですが、今現在、始まってやってみて、こういうやり方がいいのではないとかいろいろご意見いただいております。医師会の方のご意見もあって、65歳以上につきましては今現在やっている方向で、7月中には希望する方全員が2回目の接種を受けるといような枠組みで進めております。

それに続いて64歳以下をやろうとしています。これにつきましてはぶくぶくドームでやろうとしています。したがって、ぶくぶくドームの一般の利用につきましてはこの間ご遠慮いただくような形で専用で使わせていただいて、64歳以下は9,000人いらっしゃるんですけども、その方が、今現在84%ぐらいの高齢者は希望があるんですけども、パーセンテージは少し落ちるかも分かりません。これは、介護従事者とか医療従事者とかいろいろなところで受けておられますので減るかも分かりませんが、できるだけ早く受けられるような形で進めたいと思います。

したがって、9,000人を大体2か月で2回を全部終わろうというふうに思っております。ほぼ8月から始めると8、9の2か月、いやもう少し、一応今のところは7月中には高齢者の接種がめどが立ったらすぐにでも始めたいというふうに思っております。そうすると、少しでも早く希望する全員の方が接種できるような形を今考えております。

あと、今少し、中学生の方とかで12歳、小学校6年生の方につきましては、いろいろ国のほうでも接種できますという枠組みに入っているんですけども、保護者の同意とかいろいろな点で各団体で今、議論がいっぱいされております。したがって、今回は16歳以上を今月の18日、今週の金曜日をめどに接種券をお送りするというので今準備を進めておりました。皆さん方が早く受けられるようにやっていこうと思っております。

この間、やっぱり2回目の予約とかいう話も先ほど答弁あったとおり改善していきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それからあと、住民サービスを提供する上で、いろんな住民さんの利便性を図るということでいろんなことをやっているんですけども、やはり税金というのは国民の義務で納付せなアカンということになっています。こういう納付環境をよくしていただくということで、通常であれば金融機関とか役場へ来て納付するんですけども、もうコンビニでも納付でき

ますよと、それからあと電子決済でも納付できますというような形で、今いろんなことをやっております。税金もやっていますし、下水道料金もそういう形でコンビニでも支払えるという形で、若い人たちがよく使われるそういうところで、24時間コンビニは開いている、コンビニは少し今時間制限もあるかも分かりませんが、24時間そういうサービスが受けられるということで、通常であれば5時半を過ぎると役所は閉まりますけれども、それ以降でも対応できるような形で今考えていっています。いわゆる若い人の利便性を高めるということがやはり若者が定着するような形になるのかなということで、いろんなそういうところをやっていききたいというふうに思っています。

それから、若者の話が出ましたけれども、若い人がいるということは、やはり活気があるということにつながります。1つの例としていろんな道の駅のこともおっしゃっていただいたんですけれども、町全体としては、やはり若い人に住んでいただく、リターンしていただける、リターンについては100万円という、家を建てた場合、購入した場合は補助金出しているんですけれども、これは継続してやっていこうと思っています。これは大体、いつも新規で十数人の家庭が河南町でおうちを建てられて、リターンされる方もいらっしゃいますし、そのまま住む方もいらっしゃいますので、そういう方々を何とか引き止めていくような形でまちづくりを進めていきたい、こういうふうに思っています。議員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。議会だよりにまとめるのが大変です、今。

どうもありがとうございます。これで終わります。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩します。

休 憩（午前11時56分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席ナンバー10番、公明党、中川博でございます。通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1、住民健診について、2、新型コロナウイルス感染症対策について、3、大阪芸術大学とのコラボレーションについて、4、里道の管理について、5、中学生の通学についての5事項でございます。

取決めにより、質問は一問一答方式で行いますので、その点も踏まえまして、町長及び答弁者におかれましては積極的で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1事項、住民健診についての質問を行います。

まず、高齢者医療確保法の第1条の目的、「健康診査等の実施に関する措置を講ずる」云々及び第4条地方公共団体、「この法律の趣旨を尊重し、」「所要の施策を実施しなければならない」等、第5条保険者の責務、「健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、」云々とありますけれども、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

高齢者の医療の確保に関する法律第1条の目的ですが、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査などの実施、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付を行うために必要な制度を設けるなど、国民保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図ることとなっております。

第4条は地方公共団体の責務で、住民の高齢期における医療費の適正化、高齢者医療制度の運営の適切化に資する施策の実施の義務づけとなっております。

第5条では、保険者の責務として、加入者の高齢期における健康保持のための事業の積極的推進と高齢者医療制度の運営の適切化への協力を義務づけております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

続きまして、2項目めですけれども、特定健康診査の実施主体はどこであるのか、また義務化されているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

特定健康診査の実施主体及び義務者は健康保険の保険者となっており、河南町は国民健康保険の保険者であるため、国民健康保険の被保険者に対する診査を実施しております。一応、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高確法において保険者の責務となっております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

高齢者の医療確保法の特定健診については義務化されていると。例えば、そのほかの部分については努力義務等がありますけれども、その部分については義務化されているということで押さえておいていただきたいと思います。

今、部長のほうからお答えいただきましたけれども、ちょっと再質問させてもらいたいと思います。

今お聞きしました第1項目め、2項目めの質問で皆さんお分かりいただいたと思いますが、適切な医療の確保を図るため、保険者である町に対して健康保持のため必要な事業を積極的に推進することを求めていると概ね思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

そのとおりでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

それでは、3項目めに入らせてもらいたいと思います。

次に、河南町では早期より集団健診方式により住民健診を実施しており、受診率も全国や大阪府の平均より高い割合であると、集団健診に力を入れてきたことを強調されておられますけれども、特定健康診査等の実施計画ではどのようになっておるのか。例えば、平成29年度43.1%で目標値が65%、そういう目標値も含めて回答を願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、保険者が特定健康診査等実施計画を定めるようになっており、河南町も平成30年12月に第3期特定健康診査等実施計画を策定しております。

同計画では令和5年までに受診率65%を目指すこととしており、集団によるがん検診等と同時受診を進めることで、令和元年度の特定健康診査の受診率は国民健康保険の40歳以上の被保険者の41.8%、これは府内4位となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

4項目めですけれども、特定健康診査には、先ほど言うておりました町が特に進めておりました集団健診と個別健診、医療機関健診があります。令和元年度と令和2年度の受診者数、そして、途中経過ではございますけれども令和3年度の現在の受診者数を教えていただきたいと思います。併せてがん検診もお答えいただければと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

河南町が実施した国民健康保険の被保険者に対する特定健診の令和元年度の受診者数は、集団健診795人、医療機関健診376人、令和2年度の受診者数は、医療機関のみで実施したため集団健診はゼロでございます。医療機関健診は580人でした。令和3年度の受診者数は、5月の集団健診で184人でした。

特定健診について私からは以上でございます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

がん検診について私のほうからお答えします。

河南町が実施したがん検診は、概ね40歳以上の住民が対象ですが、令和元年度の集団検診は肺がん1,226人、胃がん639人、大腸がん1,359人、子宮がん286人、乳がん335人でした。医療機関検診は、肺がんのほうはC T検査になりますけれども23人、胃がん検診につきましては胃カメラの検査ですが127人、大腸がん検診は132人、子宮がん検診は402人、乳がん検診は242人でした。

令和2年度の集団検診は、肺がん検診121人、胃がん検診81人、医療機関検診は、肺がん、C T検査ですけれども15人、胃の胃カメラ検査で124人、大腸がん検診は398人、子宮がん検診は449人、乳がん検診は272人でした。

今年度、令和3年度5月の集団検診は、肺がん検診が333人、胃がん検診が161人、大腸がん検診が351人、子宮がん検診が156人、乳がん検診が150人となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、両部長のほうからお答えいただきましたけれども、若干私が以前頂いた数字とは違うんです。令和2年度の医療機関健診が580人とお答えいただきましたけれども、前回、担当部署から頂いたのは449人となっておったんです。若干数字が違うので、再度また改めまして確認しておいていただきたいと思います。

再質問です。今お答えいただきましたけれども、集団健診が令和2年度中止もしくは令和3年度縮小というような形で、医療機関健診にスムーズに移行できていないことが今の数字の上で分かりました。特定健診の数において、またがん検診の数においても、やはり集団検診が河南町においては大きなウエートを占めていると思います。

また、がん検診におきましても、やはり土日は医療機関検診ができないので、やはり集団検診が必要であるというお声も多々聞きます。何か対応ができないのか、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

現在こういう形になりましたのは、やはり新型コロナウイルス感染症への対策という面で、我々の考えが今若干ニーズとは少しずれてきたのかなと思います。

今後、こういった今の知見を生かしまして、来年度につきましては広く受けていただけるような形を持っていきたいと考えておりますが、何分また感染状況というのがどうなるか、まだまだ分かりませんので、その辺は状況を見つつ判断していきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、部長のほうからお答えいただきました。今の時点で集団健診を増やしていただきたいという希望もあるんですけども、なかなかそういうようにはいかないと、今後の課題ということで今お答えいただきました。

それでは、5項目め、法第22条記録の保存、第5条特定保健指導の記録の保存があり、現在途絶えてしまった場合、健康管理に必要な特定健康診査の指導、記録の提供はどうなるのか。例えば、データヘルス計画におきましては特定健康診査の受診率の向上というのをうたわれております。また、成果指標の比較等もあるわけでございます。それに支障が出るのではないかと。つまり、多くの住民の方の令和2年度、また令和3年度の情報がなくなることになるわけでございます。その点についてどうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

特定健康診査に関する記録の保存につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第22条に規定されており、健診の結果や特定保健指導の記録につきましては、国民健康保険データシステム、いわゆるKDBシステムにより5年間の記録を保存されております。そして経年の変化についても確認できるようになっております。医療機関において健診を受けた場合についても、データの提供を受けて保存しております。

なお、KDBシステムは全国統一のシステムで、受診率など全国の状況を共有できています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

私が聞いたかったのは、そういうようにデータがなくなるわけです、結局健康診断が受けられなかったら。そういう場合、正確な記録等に支障が出るのではないかというようにお聞きしたわけです。

それでは、6項目めですけれども、従来どおり集団健診を受診したいと願っている住民の方々の健康管理はどうするのか。つまり、住民の方は集団健診を受けたいと思っておられるわけです。また、河南町の実施計画では5月から6月に集団健診を行うとなっておるわけですが、今年については5月だけでした。残りを12月に持っていくというような形でしたけれども、実施計画では5月から7月の間に集団健診を受けるというような計画になっているわけでございます。

集団健診を受診したいと希望される住民の方々への対応はどうするのか、また、上記のように、国または町は住民健診を拡充したい、そして住民の方は受診したい、町は住民健診を増やしたいという思いがあるわけですね、町としては。そして、住民の方は受けたいという希望があるわけです。しかし、現実はそうならないわけです。その辺について計画段階で問題点があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

住民の心身が健康で安心して長生きしてもらうために、行政は、住民健診や健康づくり事業等保健事業、介護予防事業など住民自らが主体性を持って自分の健康管理ができるよう事業を実施、また支援していくことが必要です。集団健診につきましても縮小の考えはございません。

ただし、本年度、住民健診につきましては健診の予約人数を制限し、感染対策を徹底して開催する旨、国からの通達に従って、開催時期を5月と12月に分けることで新型コロナウイルス感染症のリスクを分散し、行うこととしました。

府内の全域において同様の動きの中、集団健診における健診事業者との調整が難しく、健診日程を確保することができなかつたため、集団健診を受診していただきたい人数は令和元年度と比べると大幅に少ない結果となりました。その減少分につきましては医療機関で受診してもらう必要がありますので、本年度につきましては、未受診者への個別受診勧奨など周

知啓発を行っていきたいと考えております。

なお、本年度からは、医療機関において今まで集団でしか受診できませんでした肺がん検診、いわゆる胸部のレントゲン撮影、それから胃がん検診、バリウムによる造影撮影、これを受診できるように体制を構築いたしました。今後、がん検診の受診勧奨も併せて行ってまいります。

また、12月や来年度の集団健診においても、より多くの方に受診していただけるよう、感染症対策を行いながら定員確保を行い、実施の方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。今回答えいただきましたけれども、個別受診、医療機関健診を積極的に推奨するということで対応したいというお答えだと思います。河南町の今までの方向性を考えたときに、やはり集団健診に力を入れていたという流れというか歴史があるわけです。そしてまた、それをやっぱりうたっていたわけです。そういうことを考えたときに、やっぱり今、集団健診に対する縮小の方向じゃなしに、そこは拡充の方向でお願いしたいと思っております。

最後に、特定健康診査及びがん検診において、令和元年度と同程度以上の受診者を個別受診というか医療機関健診でしていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策についての質問でございます。

この質問につきましては、今日も午前中、多くの議員の方が質問されておられましたし、昨日におきましても全員協議会等で説明をいただきましたので、その分からない部分に限って質問させてもらいたいと思っております。

まずは確認なんですけれども、コロナ感染症対策の決め手と言うべきワクチン接種について、国は早急に接種率向上のための方針を打ち出しております。そして直近の接種状況はどうなっているかということなんですけれども、昨日、今日も答えておられましたけれども、予約におきましては1回目の接種で4,233人、84.5%、そして1回目の接種済みの方が2,597人で51.9%、2回目の接種済みの方が42人、そして高齢者施設等の巡回接種におきましては、1回目が288人、2回目接種済みの方が188人で、65%というようにお聞きしたんです。間違い

ないのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのような接種の結果になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

それでは、2項目めですけれども、予約の申込みについての電話予約とインターネット予約の割合なんです。これも昨日、全員協議会のほうで、その改革ですか、その方向であるという話を聞きましたけれども、具体的な割合についてはお示しいただいておりませんでした。ここが一番問題だと思います。2回目接種においては河南町と他の富田林市とは若干違うわけですけれども、2回目の接種についてはそれほど混乱は起こっていなかったと思うんです。やっぱり1回目の接種、5月7日から始まったんですけれども、その予約に関して混乱を招いたということでございます。

これ、インターネットと電話予約の割合ですけれども、これは結局、どうこうというよりか判断だと思うんですね、このようにするという。今後の検討というように昨日はなっていたんですけれども、検討するというでも結局はもう判断するしかないと思うんです。概ねどのように判断するのか。例えば、インターネットの予約を何割、電話を何割ぐらいにするというような概ねの方向性があれば教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

65歳以上の方の予約申込みにつきましては、電話予約とインターネット、LINEなどによる予約の割合は、高齢者の方が対象ということもあり、同じ割合とさせていただきました。

5月7日から予約の受付を開始し、6月30日までの予約として約4,900人分とし、うち半数の2,450人は電話予約となっております。電話予約のほうは6人6回線に対応しておりますけれども、やはり皆様の電話が繋がらないといったご意見も多く寄せられておりますので、この段階で結果的にはインターネット等による予約が早々に終了したという状況にな

っております。

そうしたことから、7月以降の予約につきましては、この段階でインターネット等の予約を増やすというような改善を行って、インターネットの予約枠を広げるような対応をさせていただきます。

今後、64歳以下の方のワクチン接種の割合、電話予約とインターネットの予約につきましては同じように併用いたしますが、その割合については、65歳以上の方と比べましてやはり皆さんインターネットで予約される方が多いかと、65歳以上の方の様子を見ても多いかと判断していますので、インターネットの割合を多くして対応していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

質問は、そこまでは分かるんですよ。昨日も説明いただいたから分かるんですけども、その後、概ねどれぐらいの割合を考えておられるかということをお聞かせしていただいたんです。例えばインターネットの予約を7割、電話を3割にするか、それか8割・2割にするか6・4にするかというような形ですけども、今、データ的には第1回目の65歳以上の方のそういうデータが蓄積されております。今としてはもう判断するだけなんですね。7割・3割にするとか2割・8割にするとかいうことで、その判断はどうされるのかというのをちょっと聞かせていただいたわけですけども、答えられるんやったら答えていただきたいと思いません。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在のところ、インターネットと電話の予約の割合につきまして、2割・8割とか3割・7割というところの決定はまだしておりませんので、今後検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長がお一人で決めるわけじゃないんであれですけども、大体分かりましたらまたお教えいただいて、でも増やすのは間違いはないということですね。分かりました。

それでは、3項目め、64歳以下の基礎疾患のある方、そして一般の方の予約についてです

けれども、昨日はまだ検討中というようにお答えいただいたんです。例えば、もう少し具体的にお聞きしたいんですけれども、優先接種の方法、今、基礎疾患のある方とか60歳から64歳の方とか、また医療従事者等、介護従事者等、警察官等というのが優先接種の対象になったと思うんです。その方についてどのような方法で予約を取られるのか。例えば、当初の1週間とかどれぐらいの間は優先接種の方の枠を取って、その人らに予約を優先的にして、それ以降に残りの方というようにされるのかどうか。

そしてもう一つ、今の優先接種以外の方の予約方法はどうするのか。例えば、先ほど議論もありましたけれども、河南町は1回目の予約を増やすという意味で1回目接種、そして2回目は翌日からというような方策を取ったと思うんですけれども、その検証は簡単だと思うんです。例えば今現在、先ほど言いましたように、河南町は1回目接種で84.1%ですか。富田林市は、例えば今1回目の予約、2回目も同時にやっていますけれども、今現在高齢者の人の割合、例えば河南町が84.5%の予約ができていると。富田林市が1回、2回同時やから、例えば今現在50%、60%しか予約ができなかったとした場合、河南町のそういう1回目を幅広くやるという施策が成功したと言えると思うんです。そういうことも判断できると思うんですけれども、取りあえず質問事項は、その他の方法はどのように考えておられるかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

まず、接種の優先予約につきましてですけれども、先ほど議員仰せのように、やはり基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方は接種予約の開始時期を早めに設定することを検討しております。また、河南町の施設に勤務している保育士や教職員、消防、警察職員等について、ほかの団体における職域接種の実施状況を踏まえつつ、職域接種の考え方に基づいて予約をしていただくような形で検討しております。

その後、次の順位で一般の方、64歳以下の方にご予約を取っていただくような、期間を分けて受付順位を設定するというような形で検討しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ちょっと私が言うた趣旨が伝わっていなかったと思うんですけれども、やはり第1回目の

予約が非常に大事なので、混むかどうか。その中で、うちの場合は今回はぷくぷくドームで、2回目の接種のときはその場で受け付けるということで、すごく改良されたということではかの議員も言うておられましたけれども、評価しているということなんです。

朝も議論になったんですけれども、1回目、2回目を同時に予約するほうがよかったんじゃないかというような意見が多くの方からあったということなんです。ところが、河南町は1回接種で幅広く多くの方に予約できたほうが良いというように判断したということですね。その判断の検証は、例えば今現在、富田林市は2回同時でやっているわけです。河南町は1回を幅広くやっているわけですから、そういう意味で比較した場合、河南町のほうが1回接種の予約が今言うた84.5%の方がやっている。富田林市は例えば6割、7割しか予約できていなかったとなった場合、河南町の方針というか方策が成功したと言えることもあると思うんです。

そういうことを踏まえたときに、次の64歳からのそういう接種方法もどう考えていくのかということをお聞かせいただいたんですけれども、やっぱり同じように1回目接種ということで幅広くということをするわけですか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

富田林市の現在の接種状況につきましては把握しているものではないんですけれども、河南町のように85%弱というところまでは来ていない、80%以下の状況だというふうには把握しております。

1回目、2回目の接種なんですけれども、今回、人数的に多くの方に受けていただけるような予約枠を設ける予定になっております。ですので、1回目のご予約をやはり多くの方に取っていただいて、そこから4週間ぐらいの間隔で2回目を受けていただけるような日程を設定した上で、1回目接種会場で予約を取っていただくような計画をしております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今お答えいただきました河南町の方針は、検証としてはよかったと。富田林市よりかは1回目接種の数を増やしていったということで、分かりました。そのように住民の方にも説明させていただきたいと思っております。

それでは、4項目めですけれども、インターネットの予約についてです。また申し訳ないんですが、富田林市と比較したときに河南町の場合はちょっと煩雑になってしまったと思うんですね。パスワード、生年月日等を入れて、そして再度パスワードを入れ直して、確認のパスワードも入れるというような状況だったと思うんです。そういうことで、河南町はどのシステム会社を使っておられるのか。また今後、64歳以下ですけれども、1回目の予約に対しては多くの予約が初めは予想されますので、スムーズになるように変更の可能性があるのかどうか。例えば富田林市のようにあるのかどうかを伺いたいのと、それとまた、障がいなどで接種会場に行けない住民の方についての対応について、昨日、説明では訪問接種とかを考えておられるということなんですけれども、そういう訪問接種はされるのか、その方向か。

また、もう一つ、今現在も行われておられるんですけれども、介護タクシーの無料のチケットを配布して、そういうことも、訪問介護じゃなしに、自分である程度行ける方は障がいの1級、2級、また要介護1から5の方とかいう方は、今現在、富田林市のPL錬成会館、すばるホールにおきましてはチケットの配布を行っておるということなんです。今後、河南町のぷくぷくドームでされる場合もそういうことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

インターネット予約につきましては、コールセンターの設置などを含めて近畿日本ツーリストと契約をしております。65歳以上高齢者の予約時に様々なご意見をいただいて課題となった問題点については、改善を検討してまいります。

予約の方法につきましては、65歳以上の方と同様に、先ほども申し上げましたように1回目の予約をしていただいて、その点は新たに今回変更しますけれども、会場のほうで2回目の予約を取らせていただいて、住民の皆様への負担が少なくなるように今、予約枠を確保した上で予約ができるようにというふうに考えております。

また、障がいで接種会場に行けない方、昨日もちょうとお話しさせていただきましたけれども、富田林医師会と協議した上で、今後、在宅の部分での往診等の巡回接種も含めまして接種していただけるかというところでは、協議して対応してまいりたいと考えております。

送迎につきましては説明員を代わらせていただきます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

65歳以上の方と同様に、障がいの1級、2級の場合で64歳以下の方についても同様の考え方で対応してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。今、インターネットの予約方法が河南町はちょっと煩雑やということだったんですけれども、田村部長のお話で、例えば1回目は予約をします。2回目は会場で行っていただけるので、職員とか手助けしていただくので、例えばパスワード忘れてしまったとしても2回目の予約はスムーズに行くというように考えていいわけでしょうか。ちょっと再質問。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

接種会場の予約につきましては、現在、システムでこちらのほうで予約を入れさせていただくか、システムでなく、ほかの方法でチケットをお渡しするというか、日にちの書いた半券をお渡しするような形になるかというところは、今、具体的な方法につきましては検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、かなり改善をやっていただいているということが今分かりました。そういうことで、田村部長をはじめ関係諸氏の方にはご苦労をおかけして、どうもありがとうございます。住民の方も喜んでいただけたと思います。

それでは、次の質問ですけれども、ワクチン接種以外のコロナ対策について伺いたいと思います。

既に予算化されている地域通貨の配布はいつ頃になるのか、また、その他の進捗状況はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

昨年実施された地域通貨カナちゃんコインですけれども、年をまたいでしまって1月の多分配布になったと思うんです。そのようなことになれば、やっぱり住民の方のかなり不満が沸騰するんじゃないかと思imasるので、その辺のことを伺いたいと思imas。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

令和3年度一般会計補正予算（第1号）で予算化させていただきました新型コロナウイルス感染症対策の主要な事業における進捗状況でございますが、まず、新型コロナ生活支援事業といたしまして、生理の貧困を支援するため、かなんぴあ、社会福祉協議会、町内の小中学校の保健室、それと大阪芸術大学で生理用品の無償配布を6月1日から始めております。

次に、新生児育児応援事業ですが、これは令和3年度に誕生しました新生児の世帯に対し支援するものでございます。現在、10万円相当のベビーギフト等を配布する計画で、7月1日からスタートできるよう準備を進めております。

次に、地域通貨推進事業ですが、全住民に対しまして町内事業者で利用できる地域通貨を配布するものでございます。昨年度に実施いたしました仕組みを活用し、継続的に実施できるような制度設計を現在考えており、今年の秋にスタートできるように準備を進めております。それで、この通貨につきましては、年内で皆さんが使えるような形に持っていきたいと考えております。

続きまして、経営継続化支援事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内の事業所に独自で一律5万円の支援金を支給するもので、6月10日現在で7社35万円の支給を実施しました。

最後になりますが、防災バッグの配布事業でございます。河南町在住の希望される世帯に対しまして、非常時持ち出し用防災リュックを1世帯に1つ無償配布するものでございます。6月10日現在で3,845世帯、これは令和2年度も実施しておりましたので、令和2年度は3,700世帯、令和3年度につきましては145世帯に配布しました。引き続き、受け取られていない世帯に対しまして広報等を通じて案内してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。やはり一番金額的にも大きな目玉としまして地域通貨というのがございますので、それは秋ということで、若干去年に比べて早いと思いますけれども、そこを確実にお願いしたいと思います。

それでは、3事項目の質問に入りたいと思います。

大阪芸術大学とのコラボレーションについてでございます。

以前にも大阪芸術大学とのコラボレーションについて何度か質問させていただきましたけれども、5月29日の新聞に、一般紙でございますけれども、定住人口よりも関係人口増へというような記事が載っておりました。和歌山県橋本市の山間地にある嵯峨谷地区が、若年層が継続的に地域を訪れる仕組みを進めているとありました。大阪芸術大学の学生らが子供向けの遊具を整備していると載っておりました。

このような記事からあるように、河南町の公園、遊具施設等を大阪芸術大学にお願いしてカラフルな絵などが描かれた公園や施設ができれば、イメージアップにつながるのではないのでしょうか。大阪芸術大学と、また学生とどのようなコラボレーションを行っているのか、また今後考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪芸術大学とのコラボレーションについてでございますが、自治体と大学の持つ歴史的・文化的資源や知的・人的資源の交流を図ることにより、互いの発展と地域社会や住民生活の活性化につながるものと考えております。

本町の取組では、大阪芸術大学とはプロモーション動画、LINEスタンプのイラスト作成、中村こども園の園庭デザインや各種審議会委員の委嘱など、様々な分野で連携を図ってまいりました。また、ぷくぷくサンデーコンサートや共催事業講座など、大学と住民が協働して取り組む事業も実施しております。

議員仰せの和歌山県橋本市の嵯峨谷地区の取組では、関係人口の増加を目指し様々な取組を行っておられ、その取組の一環として大阪芸術大学の学生が大型遊具の整備に携わられたようでございます。

今後につきましては、大阪芸術大学との連携により、本町の魅力向上につながる取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございました。辻本部長のほうから今の取組状況を聞かせていただきましたけれども、私が希望するというか今回上げさせていただいたのは、例えば、河南町域に入りましたら大阪芸術大学があるまちという雰囲気が分かるような状況になったらすばらしいなというようなことで質問させていただいたんです。

今、河南町に、例えば富田林市のどこかから、太子町から、また千早赤阪村から入ったところで、河南町が大阪芸術大学があるまちというのはすぐに分からないような状況、今、部長からお聞きいたしましたぷくぷくサンデーコンサートとかいろいろなことはやっておりますけれども、雰囲氣的に河南町に大阪芸術大学があるというようなところまで醸し出すようなことはできていないと思います。

そういうことで、今後、河南町に入ったら何かそういう芸術の匂いがぷんぷんするというような、そういうまちづくりをまた検討していただきたいと思います。すぐには難しいと思いますけれども、よろしくお願いします。総合政策部長なのでよろしくお願いします。

続きまして、4事項め、里道の管理についての質問に入りたいと思います。

地方分権の推進を図る関係法律の整備等に関する法律、長いんですけども、地方分権一括法です。平成12年4月1日に施行され、国土交通省、旧の建設省所管の赤線（里道）、また青線（水路）などのいわゆる法定外公共物を無償で市町村に譲与されることになりました。この制度は、譲与期間は国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置により平成17年3月31日までとなっており、各市町村は申請に基づいて譲与を受けることになりました。一定の期間、今言いましたように5年間ほど期間が設けられたわけでございます、判断するためですね。

誰が管理すべきかが長年問題視されてきました。通常、物の管理はその所有者が行うのが当然でありますけれども、この法律以前、管理は全て地方に振っておきながら費用負担もほとんどしないで、国ですけれども、財産の価値の対価だけはしっかり押さえている。この是正のための法律であります。国と地方のバランスですね。

しかし、今回問題提起しているのは、町が住民に対して同じことを強いているのではないかということでございます。

町所有の里道を住民に管理、補修させて、売却益が出れば町がもらうのでは同じことでは

ないかと。譲与前は法定外公共物の国有財産で、財産管理は都道府県が、機能管理は市町村がそれぞれ国から事務を任されて行ってまいりました。譲与後は、市町村が法定外公共物の所有者となり、財産管理、機能管理とも市町村が行っていくと、国土交通省の回答がございました。また、道路として機能していない里道は、平成17年4月、先ほど言いました期間が済んだ時点で一括用途廃止された上で財務省地方財務局へ引き継がれて、道路として機能していないので実質的な維持管理は国は行わない。周辺住民任せになっているということでございます。

占用許可を申請して管理する場合はまた別でございますけれども、以上のことを考えますと、道路として機能している里道は住民任せにするのではなく、町で管理すべきではないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せのように、従来国有財産であった法定外公共物、これは道路法や河川法の適用を受けない道路敷及び河川敷でございますが、これについて平成17年3月31日に本町へ譲与されており、一般的には、道路に類するものは里道、河川に類するものは水路と呼ばれるものでございます。それまでは、財産管理は国・都道府県の法定外事務で、機能管理は市町村とされておりましたが、この譲与によって財産及び機能の管理が市町村へ一元化されたものでございます。

里道のうち、幅員や利用状況等の一定の条件を満たすものについては町道に認定し、町が管理を行っております。一方、利用者、受益者が一部の地域に限られるなど通路としての機能が限られており、町道認定の基準を満たさないものについては、当該受益を受ける地域の方に協働による機能管理をいただいております、町としましては、生活環境基盤整備事業において費用の3分の2の補助や原材料支給を行うなどの対応をまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

例えば、我々私有地であれば、町はその維持管理は個人で行ってくださいと。その所有者が私有地であったらやってくださいということで、線引きされるわけですね。その考えに基

づいた場合、町有地であれば維持管理は町が行うのが道理であるし、シンプルな考え方だと思うんですけども、その辺はどう考えておられるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町には非常に多くの法定外公共物が存在することになります。地域に密着した形で地域住民の公共利用に寄与しております。そのため、譲与を受ける以前から受益者による地元自治会や利用者による維持管理等の機能管理をいただいているところをございまして、現時点におきましては、先ほど申し上げた原材料支給等に寄りまして、この制度によって地域との協働による管理を引き続きお願いしたいと考えているところをございします。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

最後に、何かそういう方法等は今後考えられるのかどうかだけちょっと伺いたいと思います。あまりにも今の回答では現状維持というような形ですので、今後何かそういう方法は考えられるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

現行の原材料支給等の制度によらない町施工による維持管理につきましては、今後、市町村の例を踏まえまして研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

最後、ちょっとだけ前向きに、ありがとうございます。今後検討してください、そういうこともありますので。

それでは、5事項目め、中学生の通学について伺いたいと思います。

多くの中学生が自転車通学をされておられますけれども、規定やルールがあればお示しい

ただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

それでは、お答えさせていただきます。

適正な学校規模の条件といたしまして、義務教育諸学校等の設置費の国庫負担に関する法律施行令第4条中、中学校の通学距離は概ね6km以内であることと規定されております。町立中学校では徒歩通学を原則としており、条件によりまして自転車通学を許可しているところでございます。

自転車通学を許可する条件といたしましては、片道1.65km以上ある場合やヘルメット着用等があり、当然のことながら交通法規や交通マナーを遵守することとなっております。なお、ルール違反等があった場合は、一定期間の許可停止や許可の取消し等を行うことがあるなどの決まりがございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今お答えいただきましたけれども、その上でお聞きしたいと思います。

まず、徒歩通学が基本だということですがけれども、どういう経緯で自転車通学が許されるようになったのか、また、併せて電動機付自転車、電動アシスト自転車ともいいますけれども、が使用されるに及んだ経緯等をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

経緯等でございますけれども、町立中学校への通学に関しましては先ほど述べたとおり徒歩通学が原則となっておりますが、通学距離が1.65km以上になると通学にかかる時間もおよそ30分以上の時間を要することになることから、通学時間等を考慮し、自転車通学を許可しているところでございます。

通学用自転車につきましては、ドロップハンドルやカマキリハンドルなどの特殊ハンドル等は制限しておりますが、ブレーキなどの制御装置が正常に機能し安全性に問題がなければ、特に指定はいたしてございません。また、自転車は耐久財でありますことから、中学校だけ

での使用でなく、卒業後も高校への通学等にも使用を考えて電動アシスト自転車を購入される場合もございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

電動機付自転車、電動アシスト自転車ですけれども、多くの方が今現在、私も役場庁舎に来るときによく擦れ違って、ぱっと見てみましたら、ほとんどやっぱり電動アシスト自転車、電動機付自転車に乗っておられるんです。そう考えた場合、多くの方がそれを使用しておられるということで、かなり高額な値段だと思えます。

そこで、保護者の負担もやっぱりかなり大きくなるわけでございますので、何らかの形で町として助成できないのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

助成の件でございますけれども、電動アシスト付自転車の購入費に関する助成では、学校として徒歩通学を原則としております。条件により自転車通学を許可しておりますが、高額とされる電動アシスト付自転車に特化した購入費の補助を行うことは、徒歩通学者、通常の自転車通学者等との公平性の観点からも、現状において補助は難しいと考えております。

なお、通学距離が基準の6km超える場合には、スクールバスの運行なども行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今お答えいただきましたけれども、されど私が調べた限り、補助金制度を実施しているところが34か所の自治体の例があったわけです。そういう自治体においてはどのような条件、どのような財源で補助が行われているのか、分かればお示ししたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

確認できた範囲でお答えさせていただきます。

例えば、愛知県豊田市におかれましては、中学校通学困難者電動アシスト自転車購入補助金を一定要件により交付されておられます。片道の通学距離が6 km以上や片道の通学時間が60分以上かかる場合などが対象となっておるようでございます。補助は電動アシスト自転車購入費の半額、ただし上限は5万円となっております。補助事業の財源内訳でございますが、全て一般財源で実施され、国や都道府県の補助はない状況でございました。他団体でも、中学生の遠距離通学等に対する費用の一部補助を行っているところがございます。年額1万円や1回限り2万円を補助するなど、要件や補助額は様々ございます。財源に関しましては、先ほどと同様に一般財源で実施されているようでございます。

なお、事業の動向や財源等に関しましては、近隣、国・府の動向を注視したいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

一応再質問させていただきたいと思えます。

今、湊部長のほうから回答いただきましたけれども、その回答を総括しますと、河南町では基本は徒歩通学であると。そして、説明いただいた法律施行令では6 kmが困難という条件であるけれども、町は自転車通学を1.6kmに緩和していると。

また、電動アシスト自転車の補助は、通学困難者に限り行う自治体ではありますけれども、その財源は全て一般財源であるというようにお答えいただいたと思えます。今後検討という余地は少し残していただきましたけれども、そのような状況であると考えたときに、あとは、例えば町としては、国を先導するような22歳の医療費助成とかそういうことをしたということで、あとは全て町長の政策判断、政治判断しかないと思うわけでございます。最後に町長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

教育委員会の答弁のとおりなんですけれども、自転車通学そのものは一定の距離数、それから通学の時間等で許可している部分があります。

その中で、特に電動アシスト付自転車ですか、これについての取決めというのはないように聞いておりますので、補助の在り方は、やはり公平性の原則に立ってやっていかないとい

けない。通常の自転車とのバランスもありますので、その点についてはどういようにやっていったらいいのか、一応先進自治体は研究してみますけれども、なかなか難しい点があるかというふうに思っています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

私は町長の政治判断を聞いたわけですが、最後の結論で。結局、町長の腹積もり一つなんです。豊田市とかいろんところがやっていますけれども、最終的にはそこだと思っんですね。その意味で再度お聞きしたいと思っますけれども、難しいということですか。

○議長（浅岡正広）

もう一度お願いします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

先ほどもご答弁いたしましたけれども、やはり自転車がアシスト付の自転車とアシストのついてない自転車とありますので、どういうふうになっているか、その現状も踏まえて、それと、やはり地形的な問題とかそういった点も踏まえて考えないと、やはり補助を出すことによってバランスを崩すということ、一番その公平性を崩すということが問題ですので、その点についてやっぱり研究しないといけないと思っます。

○議長（浅岡正広）

中川議員、これで終わりです。

○10番（中川 博）

3回ですので、終わりたいと思っます。

どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問の議事日程は終了しました。

ここで暫時休憩します。

2時15分から議会運営委員会の開催をよろしくお願っします。

休 憩（午後1時58分）

~~~~~

再 開（午後2時25分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で、本定例会議に付された諸議案は全て議了しました。

先ほど本会議の休憩中に開催されました議会運営委員会の審議結果は、本定例会議の最終日を当初6月17日としておりましたが、本日6月15日を最終日とすることに決しました。

お諮りします。

本定例会議を本日で閉議にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議は本日で閉議することに決しました。

それでは、町長より本定例会議の閉議に際し挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

令和3年河南町議会6月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対しまして、慎重審議の上ご可決賜りましてありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これから町政運営を努めてまいります所存でございます。

大阪府内に発出されております緊急事態宣言でございますが、今週末の日曜日、6月20日が期限となっております。宣言が解除された場合でも、まん延防止等重点措置が適用される可能性があります。今後も、新型コロナウイルス対策本部の対応を注視しながら町においても対策を講じていきたいと、このように考えております。

それから、コロナワクチンの接種でございますが、65歳以上の方のワクチン接種を迅速に進めていくとともに、64歳以下の方々への接種につきましてもぷくぷくドームで接種する方向で協議を進め、順調に迅速に進めていきたいと思っておりますので、議員の皆様方のご協力をひとつよろしくお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

なお、本定例会議中におきまして総務建設常任委員会に付託しております請願第1号 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書の審査を引き続きお願いしておきます。

それでは、令和3年河南町議会6月定例会議を閉じまして散会とします。

本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

続いて、本定例会議が最後となる職員が議場におられます。

2年前に金融庁企画市場局総務課から地方創生人材支援として本町に赴任いただきました玉川地方創生特命理事が、このたび任期を終えられ、金融庁へ復職されます。少し時間をいただきまして、河南町での思い出を含めた挨拶をいただきたいと思います。ご登壇願います。

○地方創生特命理事（玉川英資）（登壇）

皆様、議会の審議でお疲れのところご挨拶の機会をいただき、感謝申し上げます。

私は、令和元年7月に河南町に着任して以来、約2年が経過いたしました。これまでこの場で退任のご挨拶をされてきた他の理事者の方に比べますと非常に短い機会ではございましたが、それでもいろんな出来事があったと思っております。

時系列順に申し上げますと、今でもよく覚えていますのが、亡くなられた前武田町長が赴任直前の令和元年6月に金融庁にいらっしゃったことがありました。正直、話の内容はあまり覚えていないんですけれども、とにかく強烈なインパクトがあって、当時は私、金融庁の人事担当をしている秘書課長と2人で面談させていただいたんですけれども、前町長がお帰りになった後で、すごい人のところに行くんだねと言われたのを今でも覚えています。

また、議会との関係では、こちらに赴任してから9月の定例会議が最初の議会でありました。9月なので決算審査があるんですけれども、そのときに、その年は3日間ぐらいたしか決算委員会が開催されていまして、国だと予算の審議に比べると決算の審議はすごく短いんですけれども、ここだと決算の審議でもいろんな質問が飛び交っているなという印象を抱いたのを今でも覚えています。

加えて、役場全体のことで申し上げますと、様々な地域行事に役場職員が関わっているというのが、やっぱり町村ならではののかなと思いました。特に、私も参加させていただきました11月の町の防災訓練であるとか、あとはラジオ体操であるとか、そういったことで役場と住民の方の距離が非常に近いことも、非常に強い印象を持ちました。

また、令和2年からコロナ禍になって、コロナ禍の前と後で取り巻く環境が一変して、本当にコロナ禍以降は、これは国に残っていても同じだったと思うんですけども、本当に試行錯誤の日々だったなというふうに思っています。

私個人の業務に関しましては、こちらに来てしばらくは、国と町村でそもそも扱っていることも違いますし、仕事の進め方も違うので戸惑うことも多かったなというふうに思い出します。一方で、新しいまちづくり計画の案の策定など様々な業務に携わらせていただきました。また、議会で答弁をするのも初めての経験でありまして、貴重な経験になったなというふうに思っています。

特に、町というのは基礎自治体として幅広い業務を扱っているわけですけども、私もこちらに来るまでも、市町村とはそういうところだよと頭では分かっていたつもりなんですけれども、実際に現場に来てみると、想像以上にいろんな案件とかがありまして、非常に大きな驚きがありました。

このように住民の方と直接対応されることが多く、幅広い事務事業を取り扱う基礎自治体である町の行政に2年間携われたことは、東京の霞が関にいたら見えない、分からないことにたくさん触れることができたなというふうに思っています。非常に貴重な経験だと思えます。今後、私はこの7月から金融庁に戻って仕事をするわけですけども、今後の業務に生かしていけたらというふうに思っています。

最後となりますけれども、浅岡議長をはじめとする議員の皆様におかれましては、外から来たいわゆるよそ者である私を温かく迎え入れていただいて、非常に感謝申し上げます。

最後に、河南町の発展と皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。2年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（浅岡正広）

玉川理事におかれましては、2年間と短い期間ではありましたが、大変お疲れさまでした。

前町長の急逝をはじめ、昨年から続くコロナ禍の対応など、本町のためにお世話をおかけし、ありがとうございました。復職されましても、健康には十分ご留意していただき、ますますのご活躍を心よりご祈念いたしまして、高い場所からではございますが、議会を代表し

お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上でございます。ご協力ありがとうございました。

なお、この後、2時45分から河南町議会改革特別委員会を開催されますので、委員の皆様は委員会室にご参集をお願いしておきます。

以上でございます。お疲れさまでございました。

午後2時35分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（5番）

署名議員（6番）